

広島県看護協会

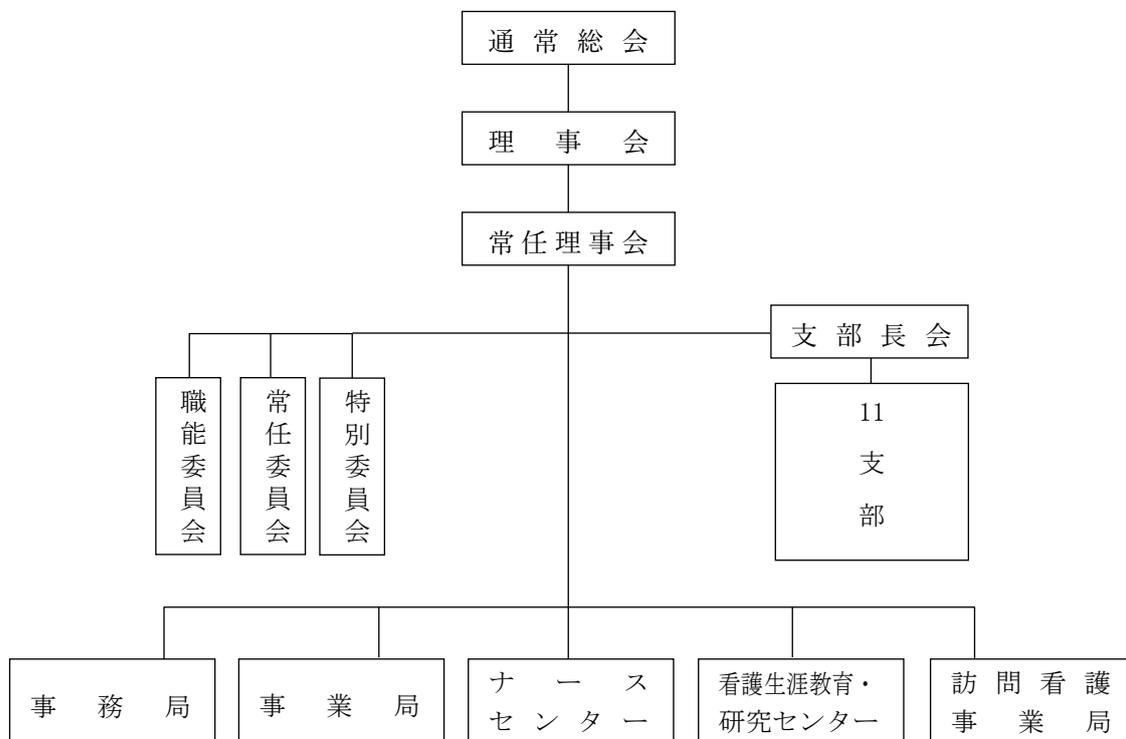
規程集

公益社団法人 広島県看護協会

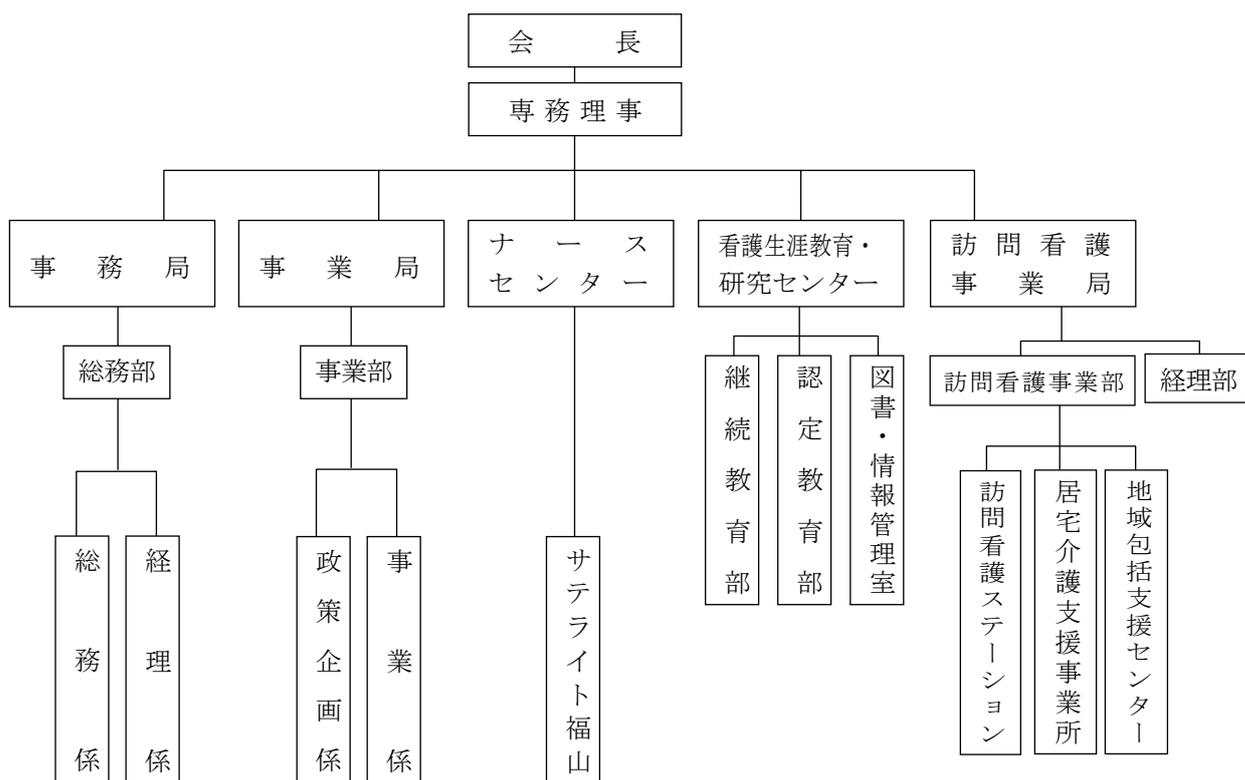
公益社団法人 広島県看護協会組織図

(令和7年4月1日現在)

〈意思決定機関及び執行機関〉



〈執行機関及び事務局組織〉



目 次

○ 定款	1
○ 定款施行細則	14
○ 総会運営規則	24
○ 理事会運営規則	29
○ 支部運営規則	32
○ ハラスメント防止等規則	37
○ 選挙規程	41
○ 個人情報保護規程	43
○ 個人情報保護方針	55
○ 支部活動費配分規程	57
○ 会長表彰規程	69
○ 災害等見舞規程	71
○ 奨学金貸与規程	76
○ 齊藤利子奨学金貸与規程	90
○ 会館使用規程	103
○ 図書利用規程	108
○ 視聴覚教材利用規程	110
○ 永年正会員への感謝状贈呈に関する殊遇内規	112
永年正会員への感謝状様式	113
○ 会館維持整備積立金納入要領	114
○ 後援・共催名義等の使用承認に関する取扱基準	117

公益社団法人広島県看護協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人（以下「本会」という。）は、公益社団法人広島県看護協会という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を広島県広島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、公益社団法人日本看護協会（以下「日本看護協会」という。）との連携のもと、保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護職」という。）が、看護に関する専門教育と研鑽による看護の質の向上を図るとともに、看護職が安心して働き続けられる環境づくりを推進し、あわせて保健・医療・福祉の推進を図ることにより、人々の健康な生活の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 看護の質の向上に関する事業
- (2) 調査研究及び看護制度等の提言に関する事業
- (3) 看護職の人材確保と定着推進に関する事業
- (4) 在宅ケアの推進及び地域住民の健康増進に関する事業
- (5) 看護の普及啓発に関する事業
- (6) 災害支援、健康危機支援に関する事業
- (7) 会館の維持・管理に関する事業
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

(1) 正会員

ア 看護職であって、広島県内に在住又は在勤するもので本会の目的に賛同して入会したもの（ただし、名誉会員は除く）。

イ アの正会員であったもので、日本国内に在住又は在勤せず、本会への加入の継続を希望したもの（ただし、名誉会員は除く）。

ウ 日本国内に在住又は在勤せず、イに準じるものとして本会が認めたもの（ただし、名誉会員は除く）。

(2) 名誉会員

看護事業に顕著な功績があり且つ、本会に功労があった看護職で、理事会が推薦し、本人の承諾を得て総会において承認されたもの。

- 2 前項の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「法人法」という。）に規定する社員とする。

(入会)

第 6 条 正会員として入会しようとする者は、定款施行細則の入会手続きにより、申し込むものとする。

- 2 本会の正会員は、日本看護協会に正会員としての加入を申請するものとする。
3 本会又は日本看護協会を除名されてから 5 年を経過していない者の入会は、これを認めない。

(会費)

第 7 条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第 8 条 正会員は、定款施行細則に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、すべての正会員の 3 分の 2 以上の決議に基づき、当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
(3) その他の正当な事由があるとき。
2 除名の決議を行う場合、その会員に対し、総会の 1 週間前までに理由を付してその旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。
3 除名が決議されたときは、会長は、その会員に対して、除名の理由を明らかにし、直ちにその旨を通知しなければならない

(会員の資格喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 看護職の資格を喪失したとき。
(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
(3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
(4) 正当な理由なく 3 箇月以上会費を滞納したとき。
(5) すべての正会員が同意したとき。
(6) 日本看護協会の会員であったものが、その資格を喪失したとき。
(7) その他会員資格に該当しなくなったとき。

(会員資格喪失に伴う抛出金品の不返還)

第 11 条 本会は、会員資格を喪失した者が既に納入した会費等その他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 総 会

(構成及び議決権)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
- 3 総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 会費の額
 - (2) 名誉会員の承認
 - (3) 会員の除名
 - (4) 理事及び監事の選任又は解任
 - (5) 理事及び監事の報酬等の額
 - (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (7) 定款の変更
 - (8) 本会の解散、残余財産の処分及び公益目的取得財産残額の贈与
 - (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (10) 理事会において総会に付議した事項
 - (11) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (種類及び開催)

第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第15条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項2号の規定による請求があったときは遅滞なく、その日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項その他の法令で定める事項を記載した書面（電磁的方法を含む。）をもって、開催の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、法令が定める参考書類及び議決権行使書面を添えて2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会に議長団を置く。

- 2 議長団は、3名とし、総会においてその都度、出席正会員の中から選出する。
- 3 議長は、議長団内で互選により決定する。

(定足数)

第 17 条 総会は、すべての正会員の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、すべての正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、すべての正会員の 3 分の 2 以上の決議をもって行わなければならない。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 合併又は事業の全部譲渡

(5) 本会の解散

(6) その他法令に定められた事項

(委任)

第 19 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、他の正会員又は理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、表決を委任した者は出席したものとみなす。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、総会の日から 10 年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 前項の議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、記名押印（電子署名を含む。以下同じ。）をしなければならない。

(総会運営規則)

第 21 条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会の決議により別に定める総会運営規則による。

第 5 章 役 員

(役員を設置)

第 22 条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 20 名以上 26 名以内

(2) 監事 2 名以上 3 名以内

2 役員構成は次のとおりとする。

(1) 理事のうち、1 名を会長、3 名以内を副会長、1 名を専務理事、3 名以内を常任理事、4 名以内を職能理事、12 名以内を支部理事、1 名を准看護師理事、1 名以上を外部理事とする。

- (2) 監事のうち1名以上を外部理事とする。
- 3 前項第1号の会長をもって法人法上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、副会長、専務理事を法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事（以下「業務執行理事」という。）とする。
- 4 各理事について、各監事と認定法第5条第12号に規定する特別利害関係を有しないものとする。
- 5 外部理事は次の全てを満たすものとする。
- (1) 本会の業務執行理事又は使用人でなく、かつ、その就任前10年間に本会の業務執行理事又は使用人であったことがない者
- (2) 本会の正会員ではない者
- 6 外部監事は次の全てを満たすものとする。
- (1) 本会の理事又は使用人でなく、かつ、その就任前10年間に本会の理事又は使用人であったことがない者
- (2) 本会の正会員でない者
(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事会は、会長、副会長、専務理事を選定及び解職する。
- 3 前項において、理事会は、総会の決議により選出された会長候補者及び副会長候補者から会長、副会長を選定する方法によることができる。
- 4 第2項の場合において、理事会は会長が推薦する専務理事候補者から専務理事を選定する方法によることができる。
- 5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を広島県知事に届け出なければならない。
- (役員の子族等割合の制限)

第24条 本会の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数が、理事の総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。

- 2 他の同一の団体（公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第11号の委任を受けて公益法人に準ずるものとして政令で定められるものを除く。）の理事又は職員（以下「職員」という。）である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として認定法施行令第5条で定められる者である理事の合計数が、理事の総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。監事についても同様とする。
- 3 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。
- (役員の子格事由)

第25条 次に掲げる者は、本会の役員となることができない。

- (1) 法人法第 65 条第 1 項各号に掲げられた者
- (2) 法人法第 65 条第 1 項第 3 号に該当する罪刑又は第 4 号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
- (3) 認定法第 6 条第 1 号に該当する者
- (4) 認定法第 6 条第 1 号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、その職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序によりその業務に係る職務を代行する。
- 4 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 5 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 本会の業務及び財産の状況を監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が、不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実関係若しくは著しく不当な事実関係があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、理事会を開催する旨の招集通知（請求があった日から 2 週間以内の日を開催日とするものに限る。）が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が、総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事が、本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事は、会長、副会長、専務理事、常任理事及びその他の理事として、同一の役職に引き続き就任するときは、選任後6年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任することができない。
- 3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 4 前項の規定にかかわらず、監事は、選任後6年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任することができない。
- 5 理事又は監事は、第22条第1項で定めた定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
- 6 増員により選任された理事の任期は、他の現任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員地位の喪失)

第30条 本会の役員は、第25条各号に該当するに至ったときは、本会の役員としての地位を喪失する。

(役員報酬等)

第31条 役員に対して、その職務執行の対価として、総会において定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

- 2 役員に対して、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める役員報酬及び費用に関する規程による。ただし、監事の報酬については、すべての監事の協議による。

(役員責任及び免除)

第32条 理事又は監事が、その任務を怠り、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負った場合、当該理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）が善意でかつ重大な過失がない場合には、本会は、法人法第114条第1項の規定により、当該理事又は監事の責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

- 2 本会は、外部理事及び外部監事との間で、前項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には責任を限定する契約を理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(設置)

第33条 本会に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務執行の監督
 - (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な職員の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制をいう。）の整備
 - (6) 第 32 条第 1 項に規定する責任の免除
- （種類及び開催）

第 35 条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

- 2 定例理事会は、1 箇年に 6 回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的を記載した書面をもって、会長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第 27 条第 5 号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

（招集）

第 36 条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集する。

- 2 前条第 3 項第 3 号による場合は、その請求をした理事が、前条第 3 項第 4 号後段による場合は、その請求をした監事が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が議長となる。

(定足数)

第 38 条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第 39 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

3 第 1 項前段の場合において、議長は、理事として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第 40 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより記載した議事録を作成し、理事会の日から 10 年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 前項の議事録には、出席した会長及び監事が署名又は記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第 42 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める理事会運営規則による。

第 7 章 委 員 会

(職能委員会)

第 43 条 本会に、保健師職能委員会、助産師職能委員会及び看護師職能委員会を置く。

2 各職能委員会は、それぞれ職能上の問題を審議し、会長に助言する。

3 各職能委員会の委員長は、保健師職能、助産師職能、看護師職能の理事をもってこれに充てる。

4 各職能委員会の委員は、理事会においてこれを選任する。

5 各職能委員会の構成及び運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(職能委員会以外の委員会)

第 44 条 この定款及び定款細則に定めるもののほか、本会の事業を推進するため必要があるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会は、総会、理事会その他の機関の権限を冒さないものとする。

- 3 委員会の委員は、理事会においてこれを選任する。
- 4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局

(設置等)

第45条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局長その他の重要な職員は、理事会の決議を経て、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 支部

(支部)

第46条 本会は支部を設け、第3条の目的を達成するために必要な事項の実施及び会員相互の連絡調整をはかる。

- 2 支部に支部長を置く。
- 3 支部の区域その他必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第47条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計の原則等)

第48条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準及びその他の会計の慣行に従うものとする。

- 2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(資産の管理)

第49条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第50条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「予算書等」という。)については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 予算書等については、通常総会に報告するものとする。
- 3 予算書等については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 4 予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに広島県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第51条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - (7) 資金調達及び設備投資の実績を記載した書類
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類は、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 第1項各号（第7号を除く。）及び前項各号の書類並びに正会員名簿は、当該事業年度経過後、3箇月以内に広島県知事に提出しなければならない。
- 5 貸借対照表は、通常総会終結後遅滞なく公告するものとする。
(公益目的取得財産残額の算定)
- 第52条 会長は、認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号に定める書類に記載する。
(株式等に係る議決権)
- 第53条 本会は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

第11章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

- 第54条 この定款は、総会においてすべての正会員の3分の2以上の決議により変更することができる。
- 2 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、広島県知事の認定を受けなければならない。
 - 3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく広島県知事に届け出なければならない。
(合併等)

第55条 本会は、総会においてすべての正会員の3分の2以上の決議により、他の法人法上の法人との合併又は事業の全部譲渡を行うことができる。

2 前項の行為をしようとするときは、前条第2項又は第3項に準じる。

(解散)

第56条 本会は、総会におけるすべての正会員の3分の2以上の決議、その他法令で定められた事由により、解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第57条 本会が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、総会の決議により、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第58条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第12章 公 告

(公告方法)

第59条 本会の公告は、電子公告により行うものとする。

2 本会の貸借対照表の公告は、定時総会終結の日から5年を経過する日まで掲載する。

第13章 補 則

(委任)

第60条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記を行った日（以下「移行登記日」という。）から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第47条の定めにかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。なお、この場合において、第50条第1項の定めにかかわらず、後段の事業年度の予算書等については、認定法第21条第1項かっこ書きの定めを適用する。

3 この法人の移行登記日に就任する理事及び監事は、別紙役員（職）名簿記載のとおりと

する。

- 4 前項の理事及び監事の任期は、移行登記日以前の総会で最初に選任されたときを起点として、第 28 条第 1 項から第 4 項を適用する。
- 5 本会の最初の会長は、板谷美智子とする。
- 6 本会の最初の副会長は、才野原照子、大原与志子、阿部直美とする。
- 7 本会の最初の専務理事は、山本恭子とする。

附 則

- 1 この定款は、平成 29 年 6 月 3 日から施行し、平成 29 年度入会する会員から適用する。

附 則

- 1 この定款は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、令和 5 年 6 月 24 日から施行し、令和 6 年度の通常総会に係る役員の改選時から適用する。

附 則

- 1 この定款は、令和 7 年 6 月 14 日から施行し、令和 8 年度の通常総会に係る役員の改選時から適用する。

公益社団法人広島県看護協会定款施行細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この定款施行細則は、公益社団法人広島県看護協会（以下「本会」という。）の運営に必要な事項を定める。

(事業所の名称)

第2条 本会の主たる事務所を、公益社団法人広島県看護協会本部といい、県内の支部の事務所を支部事務所という。

第2章 会 員

(入会の手続き)

第3条 正会員として入会しようとする者は、本会が定める入会申込書・継続申請書（電磁的方法を含む。）を提出し、併せて所定の会費等を納入しなければならない。

2 会長は、入会の申し込みを受けた場合、申込者について定款第5条に定める資格要件を満たしていることを確認した上で、第6条に定める当該年度の会費の受領により正会員名簿に登録しなければならない。

3 申込者は、正会員名簿に記載された日から正会員としての資格を取得するものとする。

4 定款第9条の規定により除名された者は、定款第6条第3項に定める5年を経過するとともに、総会におけるすべての正会員の3分の2以上の同意がなければ、再び正会員になることはできない。

(退会の手続き)

第4条 正会員が退会しようとするときは、本会が定める退会届（電磁的方法を含む。）に会員証を添えて、任意に退会することができる。

2 前項の場合、正会員は、退会届を提出した日をもって、正会員の身分を喪失する。

3 第1項の申し込みを受けたときは、本会は、当該正会員について正会員名簿の登録を抹消しなければならない。

(住所及び勤務地の変更届)

第5条 正会員は、本会に登録した住所又は勤務地を変更したときは、会長が別に定めるところにより新住所又は新勤務地を会長に届け出なければならない。

第3章 会 費

(会費)

第6条 定款第7条に定める正会員の会費は、1箇年度10,000円とする。

2 定款第5条第1項第2号に定める名誉会員及び公益社団法人日本看護協会定款第5条第3号に規定されている名誉会員については、会費は免除するものとする。

(納付期日)

第7条 正会員は、別に定められた日までに翌年度分の会費を前納しなければならない。ただし、新入会者の会費納入期日はこの限りではない。

第4章 総 会

(通常総会)

第8条 次の事項は、通常総会の議事とするものとする。

(1) 報告事項

前年度通常総会議事録報告、事業報告、理事会報告、支部長会報告、職能委員会報告、常任委員会報告、特別委員会報告、日本看護協会関係報告、監査報告、新年度事業計画及び新年度予算

(2) 議決事項

会計報告（貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録）

(3) 選挙

役員、推薦委員

(開催期日)

第9条 通常総会は、毎年6月に開催する。ただし、やむを得ない事情のある場合は、理事会の決議により、4月又は5月に変更することができる。

(議長)

第10条 定款第16条に規定する総会の議長団は互選により議長を定め、議長交替はあらかじめ議長団の協議によりこれを定める。

(総会運営規則)

第11条 総会の運営に関し必要な事項は、法令、定款及びこの定款施行細則に定めるもののほか、総会において別に定める総会運営規則によるものとする。

第5章 理 事

(忠実義務)

第12条 理事は、法令及び定款並びに総会の決議を遵守し、本会のため忠実にその職務を行わなければならない。

(競業及び利益相反取引の制限)

第13条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

(2) 理事が自己又は第三者のために本会と取引をしようとするとき。

(3) 本会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(理事の報告義務)

第14条 理事は、本会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、監事に報告しなければならない。

第6章 監 事

(構成)

第 15 条 監事は、本会の業務運営に精通した者 2 名以内、会計制度に精通した者 1 名、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般社団・財団法人法」という。）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「公益法人認定法」という。）その他の関係法令に精通した者 1 名を選出するものとする。ただし、会計制度に精通した者と一般社団・財団法人法及び公益法人認定法その他の関係法令に精通した者は、両者の条件を満たす同一の人物をもってこれにあてることができる。

(委任)

第 16 条 監事について必要な事項は、法令並びに定款及びこの施行細則に定めるもののほか、総会の決議により別に定める。

2 前項にかかわらず、法令並びに定款、この施行細則及び総会決議に反しない限りにおいて、監事はその協議により、監事の監査及び調査の実施方法等について必要な事項を定めることができる。

第7章 役員選挙

(役員選出)

第 17 条 役員（定款第 22 条に規定する外部理事及び外部監事を除く。）は、総会において、正会員の中から正会員が選出する。

(選挙管理委員会)

第 18 条 選挙管理委員会は、委員 5 名をもって組織する。

2 選挙管理委員は、正会員の中から総会において議長が定める。

3 この委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は委員の互選によって選任する。

4 選挙管理委員会に関する規程は理事会において別に定める。

(役員候補者)

第 19 条 役員に立候補しようとする者は、正会員 5 名以上の推薦を受けて、選挙管理委員会に通常総会の 2 箇月前までに届け出なければならない。

2 第 44 条に定める推薦委員会は、役員候補に当たり、正会員の中から同一職について改選数以上の候補者を推薦するものとし、その推薦名簿を選挙管理委員会に、通常総会の 2 箇月前までに送付しなければならない。

3 選挙管理委員会は、前 2 項の役員候補者名と推薦名簿を通常総会の 30 日前までに正会員に発表しなければならない。

(投票時間)

第 20 条 選挙管理委員会は、投票の開始及び終了の時間を定める。

(投票形式)

第 21 条 役員選任は、別に定めるところにより投票により行う。ただし、候補者が改選数を超えないときは、投票は行わない。

2 役員選任における投票は、記号を用い連記無記名で行う。

3 前項の投票は、定数に満たない記号数の票も有効とする。

(選挙の成立)

第 22 条 投票総数のうち半数以上が有効投票でなければ選挙は成立しない。

(当選)

第 23 条 役員の選任については、出席正会員の過半数の賛成を得た者の中から得票数の多い順に員数の枠に達するまでの者を当選人とする。なお、得票数が同じであるときは議長がくじでこれを定める。

(選挙規則)

第 24 条 選挙に関して必要な事項は、法令並びに定款及びこの定款施行細則に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

第 8 章 会長候補者等の選出

(会長候補者等の選出の方法)

第 25 条 通常総会は、定款第 23 条第 3 項に基づき、会長候補者及び副会長候補者を選出することができる。

- 2 専務理事は、理事のうちから会長が推薦する専務理事候補者から、理事会で選定することができる。
- 3 理事のうち、常任理事、職能理事、准看護師理事及び支部理事は、理事のうちから会長が推薦し、理事会で選定することができる。

第 9 章 理 事 会

(種類)

第 26 条 理事会は定例理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

(議長)

第 27 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるとき（審議事項に特別の利害関係を有し、議決に加わることができないときを含む。）は、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が議長となる。

第 10 章 職能委員会

(構成)

第 28 条 職能委員会は、それぞれ委員長のほか委員 7 名以内をもって構成し、理事会の選任を得て会長が委嘱する。ただし、看護師職能委員会は委員長のほか委員 11 名以内とし、そのうち 2 名以上は准看護師でなければならない。

(小委員会)

第 29 条 職能委員会は、必要に応じ理事会の承認を得て、小委員会を設けることができる。

(任期)

第 30 条 職能委員の任期は 1 期 2 年とする。

- 2 委員は再任されることができる。ただし、同一の職に引き続き就任する場合は、2 期を超えて再任されることはできない。

(委員長の職務)

第 31 条 委員長は、委員会の議長になり、議事を整理する。

(会合)

第 32 条 職能委員会は、毎月定例の会合を開催するものとし、委員会の招集は会長が行う。

(定足数)

第 33 条 職能委員会は、委員の定数の過半数の委員が出席しなければ会合を開くことができない。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

(決議)

第 34 条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決議し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(記録)

第 35 条 委員会は、定款第 41 条に準じて議事事項を記録しなければならない。

(職能研究会)

第 36 条 職能委員会は、理事会が決議した事業計画及び予算に基づき、職能の問題を研鑽するため職能研究会（職能集会）を毎年度 2 回以内開催することができる。

第 11 章 常任委員会

(常任委員会の設置等)

第 37 条 この法人に次条で定める常任委員会を置く。

2 常任委員会は、委員 9 名以内をもって構成する。

3 常任委員は、理事会において選任する。

(常任委員会の名称及び職務)

第 38 条 常任委員会の名称及び職務は、次のとおりとする。

(1) 社会経済福祉委員会

社会経済福祉に関する事項

(2) 看護研究倫理審査委員会

看護研究の倫理的配慮に関する事項

(3) 広報委員会

看護の広報に関する事項

(4) 認定看護管理者教育課程運営委員会

認定看護管理者教育課程（ファーストレベル・セカンドレベル・サードレベル）に関する事項

(5) 健康危機管理委員会

健康危機管理支援体制に関する事項

(任期)

第 39 条 常任委員の任期は、1 期 2 年とする。

2 常任委員は、再任されることができる。ただし、同一の職に引き続き就任する場合は、2 期を超えて再任されることはできない。

(委員長)

第 40 条 常任委員会の委員長は、委員の互選により定める。

2 委員長は委員会の議長となり、議事を整理する。

(会合)

第 41 条 常任委員会は定例の会合を開催するものとし、委員会の招集は会長が行う。

(準用規定)

第 42 条 第 33 条 (定足数)、第 34 条 (決議) 及び第 35 条 (記録) の規定は、常任委員会にこれを準用する。

第 12 章 特別委員会

(特別委員会)

第 43 条 本会に特別委員会を置く。

2 特別委員会の構成及び運営については、常任委員会に準ずるものとする。

3 特別委員の任期は、2 年を超えない範囲内において理事会が定めた期間、若しくは当該委員会において、その職務が終了したものと認められるまでの期間とする。

第 13 章 推薦委員会

(推薦委員会の設置)

第 44 条 本会に推薦委員会を置く。

2 推薦委員会は、役員、推薦委員の改選に際し、その候補者の推薦に関する事項をつかさどる。

3 推薦委員は 9 名以内をもって構成する。

4 推薦委員は総会において、正会員から選任する。

5 推薦委員の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

6 推薦委員のうち 1 名を委員長とし、推薦委員の互選によって、これを選任する。

7 候補者を推薦しようとするときは、あらかじめ本人の承諾を得て推薦しなければならない。

第 14 章 事務局等

(組織及び職員)

第 45 条 定款第 45 条に規定する組織として、事務局、事業局、ナースセンター、訪問看護事業局及び看護生涯教育・研究センターを設ける。

2 前項の事務局に総務部を、事業局に事業部を、訪問看護事業局に訪問看護事業部及び経理部を、看護生涯教育・研究センターに継続教育部、認定教育部及び図書・情報管理室を置くとともに、必要な職員を配置する。

3 職員の任務、本会の会計処理及びその他必要な事項は、法令並びに定款及びこの施行細則に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

4 職員等の給与、退職手当、旅費等に関することは、理事会の決議により別に定める。

第 15 章 支部区分

(支部区分)

第 46 条 支部は、次の 11 支部に区分する。

- (1) 広島中支部
- (2) 広島東支部
- (3) 広島西支部
- (4) 広島南支部
- (5) 広島北支部
- (6) 廿日市支部
- (7) 東広島・竹原支部
- (8) 呉支部
- (9) 三原・尾道支部
- (10) 福山・府中支部
- (11) 三次・庄原支部

2 支部の区域は、別表のとおりとする。

3 支部事務所は、理事会の決議により別に定めるところに置く。

(支部運営規則)

第 47 条 支部の運営に関し必要な事項は、法令並びに定款及びこの定款施行細則に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

第 16 章 支部役員等

(支部役員)

第 48 条 各支部に次の支部役員を置く。

- (1) 支部長 1 名
- (2) 副支部長 2 名以内
- (3) 幹事 7 名以内

2 支部は支部役員候補者を支部総会において選定し、推薦するものとする。

3 支部から推薦された支部役員候補者については、理事会の決議を得て選任する。また、支部役員は、理事会の決議により解任する。

(職務)

第 49 条 支部長は理事会が決議した事業計画と予算に基づき業務を推進するものとする。

2 その他支部に関する必要な事項は理事会において別に定める。

(任期)

第 50 条 支部役員の任期は 1 期 2 年とし、再任されることができる。ただし、同一の職に引き続き就任する場合は、2 期を超えて再任されることはできない。

(支部長会)

第 51 条 会長は、支部長を招集し、その議長となる。

2 支部長会は、本会の会務の執行に関する事項及び支部事業運営について協議するほか、支部相互の連絡調整をはかるものとする。

(職員)

第 52 条 支部事務所に職員を置く。

2 職員の任務その他必要な事項は、法令並びに定款及びこの定款施行細則に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第 17 章 支部会計

(支部活動費)

第 53 条 会長は、支部活動の円滑な推進をはかるため、支部に対して毎事業年度予算から支部活動費を配分する。

2 支部活動費は、その予算の範囲内において支部活動に最も効果的な運用をしなければならない。

(支部活動費の精算報告)

第 54 条 支部長は、毎事業年度末をもって収支決算報告を、すみやかに会長に提出しなければならない。

第 18 章 公益社団法人日本看護協会との関係

(会員)

第 55 条 この法人の正会員は、公益社団法人日本看護協会の正会員となるものとする。

2 この法人は、総会の議決を経て公益社団法人日本看護協会の法人会員となるものとする。

(入会手続き)

第 56 条 正会員の公益社団法人日本看護協会への入会手続きは、本会の入会手続きと同時に、本会を通じて行わなければならない。

2 法人会員となるときは、会長を代表者として、入会手続きをしなければならない。

第 57 条 この法人は、公益社団法人日本看護協会に係る次の事項を行うものとする。

(1) 代議員及び予備代議員に関する事項

公益社団法人日本看護協会の代議員及び予備代議員は、別に定めるところにより、本会の正会員の中から、総会において選出するものとし、投票は連記無記名とする。

(2) 職能委員長に関する事項

保健師職能委員会、助産師職能委員会、看護師職能委員会（以下「職能委員会」という。）の委員長は、公益社団法人日本看護協会の開催する全国職能委員長会に出席するものとする。

(3) 全国職能別集会に関する事項

職能委員会の委員長及び会員は、公益社団法人日本看護協会の開催する全国職能集会に出席するものとする。

(4) その他

第 19 章 細則の変更

(細則の変更)

第 58 条 この細則は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記を行った日（以下「移行登記日」という。）から施行する。

附 則

この細則は、平成29年1月21日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年2月17日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年7月20日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年10月16日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年1月15日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年6月24日から施行し、令和6年度の通常総会に係る役員の改選時から適用する。

附 則

この細則は、令和6年5月18日から施行し、令和6年度に就任する委員の任期から適用する。

附 則

この細則は、令和7年1月18日から施行し、令和7年度通常総会終了の日から適用する。

附 則

この細則は、令和7年6月14日から施行し、令和8年度の通常総会に係る役員の改選時から適用する。

附 則

この細則は、令和7年6月14日から施行する。

別表

支 部 名	区 域
広島中支部	広島市中区
広島東支部	広島市東区、広島市安芸区、府中町、海田町、熊野町、坂町
広島西支部	広島市西区、広島市佐伯区
広島南支部	広島市南区
広島北支部	広島市安佐南区、広島市安佐北区、安芸高田市、安芸太田町、北広島町
廿日市支部	大竹市、廿日市市
東広島・竹原支部	東広島市、竹原市、大崎上島町
呉支部	呉市、江田島市
三原・尾道支部	三原市、尾道市、世羅町
福山・府中支部	福山市、府中市、神石高原町
三次・庄原支部	三次市、庄原市

公益社団法人広島県看護協会総会運営規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人広島県看護協会（以下「本会」という。）定款第21条の規定に基づき、総会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遵守義務)

第2条 総会出席者は、法令、定款、定款施行細則及びこの規則を遵守しなければならない。

第2章 総会の出席者等

(委任状の提出)

第3条 正会員のうち、書面による評決のための委任を受けた者は、総会当日開会定刻前までに議場に到着し、受付において委任状を提出しなければならない。

(役員の出席)

第4条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

(役員以外の出席)

第5条 本会の委員会の委員長、支部長、職員等は、理事、監事を補助するため、議長の許可を得て総会に出席することができる。

第3章 総会の開会等

第1節 開会

(議長団選出前の進行役)

第6条 議長が選出されるまでの間、会長の指名した者が会の進行をつかさどるものとする。

(議長団の選出)

第7条 議長団の選出は、正会員の中から総会において承認決議を行う方法によるものとする。

(議長団の着席)

第8条 議長団は議長団席に着席する。

(議長の権限)

第9条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2 議長は、次の発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

- (1) 議長の指示に従わない発言
- (2) 議題に関係しない発言
- (3) 冗長又は重複する発言
- (4) その他総会の品位を汚したり、他人の名誉を毀損するなど、議事を妨害又は議場を混乱させる発言

(定足数の確認)

第10条 議長は、総会の開会に際し、事務局に出席者数を確認させ、会場に報告しなければならない。

(開会の宣言)

第11条 議長は、前条の報告により定款第17条に定める総会成立のための定足数が満たされたことを確認したときは、開会を宣言しなければならない。

(開会時刻の繰下げ)

第12条 議長は、正会員の出席が定足数に満たないとき、その他総会を開会するにつき重大な支障があると認められるときは、総会の開会時刻を繰り下げることができる。この場合、既に入場している正会員等に対し、遅滞なく繰り下げられた時刻を通知しなければならない。

第2節 議題の審議

(議題の提出)

第13条 総会に付する議題は会長から文書をもって議長に提出しなければならない。

(審議の順序等)

第14条 議長は提出された議題について、あらかじめ記載された順序に従い、審議に入るものとする。ただし、理由を述べて、その順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告・説明)

第15条 議長は提出された議題について、提出した理事又は監事に主旨説明を行わせた後、その審議に入るものとする。

2 当該議題に関する事項の報告又は説明を行う理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

(質疑)

第16条 出席正社員は、議題について質疑することができる。

(発言の機会)

第 17 条 正会員は、議題に関する事項の報告又は説明終了後でなければ、当該議題に関し発言することはできない。

(発言)

第 18 条 正会員が議題について発言するときは、議長の許可を得なければならない。発言に先立ち自己の氏名と所属を明らかにしなければならない。

2 発言の順序は、議長が決する。

3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(説明義務者)

第 19 条 正会員の理事に対する質問の説明は、会長又はその指名した理事が行う。

2 正会員の監事に対する質問の説明は、各監事が行う。ただし、監査意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができる。

3 理事又は監事は、議長の許可を得た上で補助者に説明をさせることができる。

(一括説明)

第 20 条 理事又は監事は、正会員の質問に対して一括して説明をすることができる。

(説明の拒絶)

第 21 条 理事又は監事は、質問が次の理由に該当するときは、説明を拒絶することができる。

- (1) 質問事項が総会の目的事項に関しないものである場合
- (2) 説明をすることにより正会員の共同の利益を著しく害する場合
- (3) 説明することにより本会、その他の者(正会員を除く。)の権利を侵害することとなる場合
- (4) 説明をするために調査を行うことが必要である場合
- (5) 質問が重複する場合
- (6) その他説明をしないことにつき正当な理由がある場合

第 3 節 動 議

(動議の提出)

第 22 条 議長は出席正会員より動議の提出があった場合には、まず賛否の決議を行い、賛成の決議を得た場合に議題とする。

(優先動議)

第 23 条 次の動議は他の議事に優先して取り扱い、少なくとも賛否各 1 名の討論の後、直ちに採決に入らなければならない。

- (1) 議事の進行、討論の打切り、休憩又は休会の動議
- (2) 議長不信任

(3) 大会の秩序保持に関する動議

(議長不信任動議の審議)

第24条 議長は、当該議長の不信任の動議の審議に当たっても職務を行うことができるものとする。

(動議の却下)

第25条 議長は、動議が次の事由に当たるときは、直ちに却下することができる。

- (1) 当該修正動議に関する議題の審議に入っていないとき、又は審議を終了したとき。
- (2) 既に同一の内容の動議が否決されているとき。
- (3) 総会の議事を妨害する手段として提出されたとき。
- (4) 法令、定款その他本会が定める規則等に適合しないとき又は権利の濫用に当たるとき。

第4節 休憩

(休憩)

第26条 議長は、議事の進行上必要と認めるときは、休憩を宣言することができる。

第5節 審議の終了・採決

(採決)

第27条 議長は質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、議案の可否を採決する。

(採決の方法)

第28条 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

(議案の修正)

第29条 議案を修正しようとする正会員は10名以上の正会員の賛成を得て、修正案をあらかじめ議長に提出し、その主旨を説明しなければならない。

- 2 議長は討論の終結後前項の修正案につき、まず採決しなければならない。
- 3 同一議案について数個の修正案が提出されたときは、議長が採決の順序を決める。
- 4 修正案がすべて否決されたときは原案について採決しなければならない。

第6節 閉会等

(延期又は続行)

第30条 総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。

- 2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することを妨げない。
- 3 前項ただし書きの場合、議長は決定した日時及び場所を総会に出席した正会員に通知

する。

4 延会又は継続会の日は、最初の総会の日より2週間以内に定めなければならない。

(閉会)

第31条 議長は、すべての議事を終了したとき又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第32条 総会の議事録は書面をもって作成し、議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印をしなければならない。

2 議事録には下記の事項を記載する。

- (1) 会議の日時、場所及び目的
- (2) 出席した出席正会員数、役員及び議長団の氏名
- (3) 会長又は役員の報告事項
- (4) 会議に付された議題
- (5) 議題となった動議及び動議者の氏名
- (6) 議事及び発言の要旨
- (7) 決議事項
- (8) その他議長において必要と認めた事項

(欠席者に対する報告)

第33条 議長は、総会の議事の経過の要領及びその結果に基づき、欠席した正会員に対し、適宜な方法により報告しなければならない。

第4章 雑 則

(改廃)

第34条 この規則の改廃は、総会の決議により行う。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記を行った日(以下「移行登記日」という。)から施行する。

公益社団法人広島県看護協会 理事会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人広島県看護協会（以下「本会」という。）の理事会の運営に関し、定款第42条の規定に基づき必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べるものとする。

(役員以外の出席)

第3条 理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(理事会の種類・開催)

第4条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 定例理事会は、1箇年に6回以上開催する。

3 臨時理事会は、理事又は監事が必要であると認めたとときに開催する。

(招集権者)

第5条 理事会は、代表理事である会長（以下「会長」という。）が招集する。ただし、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が招集する。

2 招集権者でない理事は、前項の招集権者に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、当該請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合には、請求をした理事は、直接理事会を招集することができる。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前2項に準じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

(招集手続)

第6条 理事会の招集通知は、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して発しなければならない。

2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び会議の主な目的事項を記載した書面（電磁的方法を含む。）で行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(欠席)

第7条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(議長)

第8条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事がこれにあたる。

2 理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議については、議長に事故があるときに準じて、他の理事が議長にあたるものとする。

(決議)

第9条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。この場合、その理事の数は、前項の理事の数に算入しない。

3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(決議事項)

第10条 理事会は、次の事項を決議する。

- (1) 重要な事業の基本方針の策定（重点政策・重点事業）
- (2) 監督官庁に対する公益認定に係る変更認定申請が必要な事業の変更
- (3) 事業計画
- (4) 収支予算（補正を含む。）
- (5) 事業報告
- (6) 四半期事業報告
- (7) 決算報告及び監査報告
- (8) 四半期決算報告及び四半期監査報告
- (9) 総会の招集等
- (10) 会員の管理（重要なもの）
- (11) 会長、副会長、専務理事及び常任理事の選定又は解職
- (12) 理事の職務の執行の監督
- (13) 役員等の責任の一部免除
- (14) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (15) 内部管理体制の整備
- (16) 委員会の設置及び委員の選任
- (17) 規則及び規程の制定又は改廃（総会運営規則を除く。）
- (18) 重要な職員の選任及び解任
- (19) 用途指定のない寄附金の執行
- (20) 重要な財産の処分及び譲受け
- (21) 多額の借財
- (22) 取引金融機関の決定又は変更

(23) 常任理事会において理事会に付議した事業執行に関すること

(24) その他法令又は本会定款若しくは本会定款細則に定めること

- 2 会長は、前項の決議事項（法令に定める事項を除く。）であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあっては、会長は、次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

(報告)

第11条 会長及び業務執行理事は、各自の職務の執行の状況及び重要と認められる事項、並びに法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。

- 2 競業取引又は本会との間で取引を行った理事は、遅滞なくその取引につき重要な事項を理事会に報告しなければならない。
- 3 理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第12条 理事会の議事については、議事録を書面又は電磁的記録をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果、並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、出席した会長及び監事がこれに署名又は記名押印をしなければならない。

- 2 前項の議事録は、10年間本会の主たる事務所に備え置かななければならない。

(欠席者に対する通知)

第13条 議長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

(常任理事会)

第14条 本会は、会長、副会長、専務理事及び常任理事によって構成される常任理事会を置くことができる。

- 2 常任理事会の権限、運営方法については、理事会の決議により定める常任理事会運営規約の定めるところによる。

(補則)

第15条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(規則の変更)

第16条 この規則における変更は、理事会の決議により行わなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成25年1月26日から施行し、各規定は平成25年4月1日から適用する。

公益社団法人広島県看護協会支部運営規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人広島県看護協会（以下「本会」という。）の支部の運営に関し、定款施行細則第47条に基づき必要な事項を定める。

(支部区分)

第2条 支部は、次の11支部に区分する。

- (1) 広島中支部
- (2) 広島東支部
- (3) 広島西支部
- (4) 広島南支部
- (5) 広島北支部
- (6) 廿日市支部
- (7) 東広島・竹原支部
- (8) 呉支部
- (9) 三原・尾道支部
- (10) 福山・府中支部
- (11) 三次・庄原支部

2 支部の区域は、別表のとおりとする。

3 支部事務所は、理事会の決議により別に定めるところに置く。

(事業)

第3条 支部は、定款第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 看護の質の向上に関する事業
- (2) 看護職の人材確保と定着推進に関する事業
- (3) 在宅ケアの推進及び地域住民の健康増進に関する事業
- (4) 看護の普及啓発に関する事業
- (5) 災害支援、健康危機支援に関する事業
- (6) 本会との連携において行う事業
- (7) 地域行政との連携において行う事業
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 支部の会員は、本会の正会員であり、支部区域内に在住又は在勤するものとする。

(退会)

第5条 支部会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 支部の区域内に在住又は在勤しなくなったとき。
- (2) 本会を退会したとき。

(支部役員)

第6条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 2名以内
- (3) 幹事 7名以内

2 支部から推薦された支部役員候補者については、理事会の決議を得て選任される。また、支部役員は、理事会の決議により解任される。

(支部役員候補者の選出等)

第7条 支部役員候補者の選出は、支部推薦委員会が行う。

2 支部推薦委員会は、支部役員候補者を支部総会の決議により選出し、理事会に推薦するものとする。

(支部役員の任期)

第8条 支部役員の任期は1期2年とし、再任されることができ。ただし、同一の職に引き続き就任する場合は、2期を超えて再任されることはできない。

2 支部役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

(職務)

第9条 支部長は、理事会が決議した事業計画と予算に基づき業務を推進するものとする。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるとき又は支部長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 幹事は支部長の命を受けて総務、財務、教育、社会経済福祉に関する業務を担当する。

(職員)

第10条 支部事務所に職員を置く。

2 職員の任務その他必要な事項は、法令並びに定款及び定款施行細則に定めるもののほか、理事会において別に定める。

3 職員等の給与、退職手当、旅費等に関することは、理事会の承認を得て会長が別に定める。

(支部推薦委員会の設置等)

第11条 支部に支部推薦委員会を置く。

2 支部推薦委員会は、支部役員、支部推薦委員の改選に際し、その候補者の選出に関する事項をつかさどる。

3 支部推薦委員会は、委員5名以内をもって構成する。

4 支部推薦委員会は、支部推薦委員候補者を支部総会の決議により選出し、理事会に推薦するものとする。

5 支部推薦委員会から推薦された支部推薦委員候補者は、理事会の決議を得て選任される。また、支部推薦委員は、理事会の決議により解任される。

6 支部推薦委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。なお、当該支部推薦委員は、再任されない。

(会議の種別)

第12条 会議は、支部総会及び支部役員会とする。

(会議の構成)

第13条 支部総会は、支部会員をもって構成する。

2 支部役員会は、支部役員をもって構成する。

3 本会支部理事は、支部役員会に出席し意見を述べるができる。ただし、表決には加わらない。

(会議の機能)

第14条 支部総会は、次の事項を決議し、理事会に付託する。

- (1) 支部役員候補者の推薦
- (2) 支部推薦委員候補者の推薦
- (3) その他支部運営に関する重要な事項

2 支部総会は、理事会で承認された次の事項について報告する。

- (1) 事業計画、収支予算
- (2) 事業報告案、収支決算報告案

3 支部役員会は、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画と予算の執行に関すること
- (2) その他会務の執行に関すること

(開催)

第15条 支部総会は、毎年1回開催する。

2 支部役員会は支部長が必要と認めるとき、又は支部役員2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があつたとき開催する。

(招集)

第16条 会議は支部長が招集する。

2 支部総会を招集するには、支部会員に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の10日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第17条 支部総会に議長を置く。

2 議長は2名とし、その総会において出席した会員の中から選出する。

3 支部役員会の議長は、支部長がこれにあたる。

(定足数)

第18条 支部総会は、支部会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

2 支部役員会は、役員過半数が出席しなければ開会することができない。

(決議)

第 19 条 支部総会の決議は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 支部役員会の決議は、出席した役員の過半数をもって決する。

(議事録)

第 20 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 支部会員又は支部役員の現在数

(3) 会議に出席した支部会員の数（委任者の数を含む）又は支部役員の氏名

(4) 議題

(5) 議事の結果

(連絡会)

第 21 条 支部長は必要に応じ施設代表者連絡会を開催することができる。

(事業年度)

第 22 条 支部の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(収支)

第 23 条 支部の収支は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 支部活動費

(2) 雑収入

(支部活動費)

第 24 条 会長は、支部活動の円滑な推進をはかるため、支部に対して毎事業年度予算から支部活動費を配分する。

2 支部活動費は、その予算の範囲内において支部活動に最も効果的な運用をしなければならない。

(事業計画案及び収支予算案)

第 25 条 支部長は、支部の事業計画案及び収支予算案を毎年 12 月末までに会長に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 26 条 支部長は、支部の事業報告書案及び収支決算書案を毎事業年度終了日までに会長に提出しなければならない。

(規則の変更)

第 27 条 この規則の変更は、理事会の決議を経なければならない。

(解散)

第 28 条 支部の解散は、本会の組織の変更若しくは本会の解散をもってする。

附 則

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、広島県看護協会支部規約（準則）により選任されている支部役員及び支部推薦委員のうち、平成 25 年度に改選期にあたる支部役員及び支部推薦委員の任期は、平成 25 年支部総会開催後の直近の理事会までとする。

- 2 現役員の任期は、平成 25 年 4 月 1 日以前の支部総会で最初に選任されたときを起点として、規則第 8 条第 1 項の規定を適用する。
- 3 社団法人広島県看護協会支部規約（準則）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 26 年 1 月 18 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 5 年 6 月 24 日から施行し、令和 6 年度の支部役員の改選時から適用する。

別 表

支部名	区域
広島中支部	広島市中区
広島東支部	広島市東区、広島市安芸区、府中町、海田町、熊野町、坂町
広島西支部	広島市西区、広島市佐伯区
広島南支部	広島市南区
広島北支部	広島市安佐南区、広島市安佐北区、安芸高田市、安芸太田町、北広島町
廿日市支部	大竹市、廿日市市
東広島・竹原支部	東広島市、竹原市、大崎上島町
呉支部	呉市、江田島市
三原・尾道支部	三原市、尾道市、世羅町
福山・府中支部	福山市、府中市、神石高原町
三次・庄原支部	三次市、庄原市

公益社団法人広島県看護協会 ハラスメント防止等規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人広島県看護協会（以下「本会」という。）の職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント及び妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント（以下「ハラスメント」という。）の防止及び排除並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するために必要な事項を定め、もって、本会における人事の公正の確保、職員等の利益の保護及び能率を十分発揮できる勤務又は就業環境（以下「勤務環境等」という。）を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、役員、職員、嘱託職員、非常勤職員、アルバイト及び派遣労働者等本会で働くすべての者、並びに研修生（学生を含む。）等（以下「研修生等」という。）本会で教育を受けるすべての者に適用する。

(定義)

第3条 この規則における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 職員等とは、本会に勤務するすべての者及び本会で教育を受けるすべての者をいう。
- (2) 関係者とは、顧客、取引先の役員及び職員等、本会と業務上関係するすべての者をいう。
- (3) 職場等とは、通常就業している場所及び通常教育を受ける場所のみならず、取引先や出張先等、職員等が業務を遂行するすべての場所をいい、職務との関連性が認められる酒席についても含むものとする。
- (4) セクシュアル・ハラスメントとは、相手の意に反する性的な言動をいう。
- (5) アカデミック・ハラスメントとは、教員等の権威的地位を有する者が、その優位な地位又は権限を不当に利用し、相手に対して行う教育又は研究上の不適切な言動及び差別的待遇等をいう。
- (6) パワー・ハラスメントとは、職務上の地位や人間関係等の優位性を利用して、職務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える言動及び職場環境を悪化させる行為をいう。
- (7) モラル・ハラスメントとは、言葉や態度等により職務上の上下の関係がなくても、相手の心を傷つけ、心が壊れるまで貶めてしまう人格と尊厳を侵害する言動をいう。
- (8) 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントとは、職場において、上司や同僚が、労働者の妊娠・出産及び育児・介護等に関する制度又は措置の利用に関する言動により労働者の就業環境を害すること並びに妊娠・出産等に関する言動により女性労働者の就業環境を害することをいう。なお、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものについては、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントに該当しない。
- (9) ハラスメントの防止及び排除とは、ハラスメント行為を未然に防ぐこと、並びにハラスメント行為が現に生じている場合にその行為を制止し、及びその状態を解消することをいう。
- (10) ハラスメントに起因する問題とは、ハラスメントにより、職員等の勤務環境等が害されること、ハラスメントの対応に起因して役職員等が勤務上又は研修生等が修学上の不利益を受けること

とをいう。

(専務理事の責務)

第4条 専務理事は、本会におけるハラスメントの防止等に関する体制を総括し、研修、啓発活動
その他ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場
合の適切な措置を講ずるものとする。

(局長等の責務)

第5条 事務局長、事業局長、ナースセンター長、訪問看護事業局長及び看護生涯教育・研究セン
ター長（以下「局長等」という。）は、事務局、事業局、ナースセンター、訪問看護事業局、看護
生涯教育・研究センター及び各支部（以下「各局等」という。）におけるハラスメントに起因する
問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(管理・監督者の責務)

第6条 職員等を管理・監督する地位にある部長、次長、所長及び職員等を監督する地位にある室
長、主任（以下「管理・監督者」という。）は、当該管理・監督する職員等に対し、次の各号に掲
げる事項に注意してハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問
題が生じた場合には、適切かつ迅速に対処しなければならない。

- (1) ハラスメントに関し、注意を喚起し、認識を深めること。
- (2) 言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が生じる
ことがないよう配慮すること。

(職員等の責務)

第7条 職員等は、この規則及びこの規則に基づく管理・監督者の指導等に従うとともに、相互に
協力して良好な勤務環境等の整備及びその維持並びに職場等の秩序維持に努めなければならな
い。

(相談窓口)

第8条 ハラスメントに関する相談および苦情の申出（以下「相談等」という。）に対応するため、
相談窓口を各局等に置く。

- 2 前項に定める相談窓口に、相談員を複数名配置する。
- 3 相談員は、各局等の局長等がそれぞれ指名する。この場合において、相談員は、同一性となら
ないように努める。

(相談体制等の周知)

第9条 専務理事は、各局等の相談窓口における相談等を受け付ける方法その他必要な事項を本会
内に周知する。

- 2 局長等は、必要に応じて各局等における相談等を受け付ける方法その他当該各局等における相
談等への対応方法などについて、当該各局等内に周知する。

(相談員の責務)

第10条 相談員は、相談者から相談等を受けたときは、当該相談等に関する事実関係の把握に努め、相談者に対し必要な指導又は助言を行う。

2 相談者が希望するときは、相談等を受けた相談員は相談者の所属する局長等に報告する。ただし、当該相談等の内容に局長等が関係する場合は、専務理事に報告する。

(ハラスメント委員会)

第11条 ハラスメントの防止等について必要な事項を整備・運用するため、ハラスメント委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の構成は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 委員長は、専務理事をもって充て、委員会の業務を統括する。

(2) 委員は、局長等及び委員長が指名する者とする。なお、委員長が不在又は第12条により任務を停止している場合には、あらかじめ局長等において定めた順序により、局長等がこれにあたる。

(3) 委員会は、苦情相談の内容により、必要に応じて、弁護士、産業医、教員並びに相談員等を招致する。ただし、第14条に定めるハラスメントの事実認定の際には弁護士、産業医、並びに外部の有識者等の第三者を、必ず招致するものとする。

3 委員会の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事情聴取その他の調査

(2) 事実認定

(3) その他委員長が必要と認める事項

4 委員会の庶務は、総務部が行う。

(委員の任務停止)

第12条 委員長又は委員がハラスメントの当事者となっている場合には、その任務を停止する。

(調査)

第13条 ハラスメントに起因する問題について、委員会において調査が必要であると決定した場合には委員長は、担当者を指名し調査を行わせる。

2 役職員又は研修生当若しくは関係者は、前項に定める調査に協力しなければならない。

(ハラスメントの事実認定)

第14条 委員会は、前条に定める調査の結果を踏まえて、必要に応じて事実認定を行い、適切な措置を講じなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第15条 本会の役職員は、ハラスメントに対する苦情相談、当該苦情相談に係る調査への協力、その他ハラスメントに関して正当な対応をした職員等に対し、そのことをもって不利益な取り扱いをしてはならない。

(守秘義務等)

第16条 この規則に基づく対応にあたっては、当事者及びこれに関係する者のプライバシー及び名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た事実を他に漏らしてはならない。なお、退職後も同様とする。

2 この規則に基づき対応するすべての者は、進行中の苦情相談に関する記録等を自ら厳重に保管し、解決した事案に関する記録等は総務部に提出する。

3 委員会及び相談等に関する記録は、非公開とする。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項は、会長が別に定める。

(規則の改正)

第18条 この規則は、理事会の承認により改正することができる。

附 則

この規則は、平成26年7月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年2月17日から施行する。

公益社団法人広島県看護協会選挙規程

(目的)

第1条 公益社団法人広島県看護協会の選挙に関する規程は、定款及び定款施行細則によるほか、この規程に定めるところによる。

(この規程の適用範囲)

第2条 この規程は、役員、推薦委員並びに公益社団法人日本看護協会代議員及び予備代議員（以下「代議員等」という。）の選挙に適用する。

(選挙事務の管理)

第3条 この規程における役員等の選挙に関する事務は、推薦委員会及び選挙管理委員会が管理する。ただし、選挙の執行は、総会議長の指揮下に入る。

(出席会員数の確認)

第4条 議長は、選挙開始の宣言に先立ち、出席正会員（以下「会員」という。）数を確認しなければならない。確認後は会員の入退席は禁止する。ただし、申し出により退席する場合はこの限りでない。

(選挙管理委員会)

第5条 選挙管理委員会は、委員5人をもって組織する。

2 選挙管理委員は、正会員の中から総会において議長が定める。

3 この委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は委員の互選によって決する。

4 選挙管理委員の任期は、総会で選出された翌日から次年度の総会開催日までとする。

(選挙管理委員会の任務)

第6条 選挙管理委員会は選挙が公明かつ適正に行われるよう配慮しなければならない。

2 選挙管理委員は次の事務を行うものとする。

(1) 会員を確認し、投票用紙を配布すること。

(2) 投票開始前に投票箱を点検し、不正がないことを2人以上の会員に確認させ、投票場に適宜配置するとともに投票に立ち会って不正のないよう監視すること。

(3) 投票終了後、投票もれのないことを確認し、投票箱をその場で封印し、所定の場所に保管すること。

(4) 開票を次により行うこと。

ア 開票に先立ち、開票の任に当たる者を選任し、開票に当たらせるとともに、選挙管理委員長の許可のある者以外は開票場の立ち入りを厳禁する。

イ 投票総数を確認する。

ウ 有効投票と無効投票の分類を行う。

エ 役員、推薦委員、職能委員及び代議員ごとに投票の集計を行う。

オ 集計後、投票用紙は集計種目別に保管できるよう取りまとめる。

(5) 委員長は集計結果を一覧にして議長に提出する。

(6) 選挙の経過を記録した選挙録を作成し、議長に提出する。

なお、選挙録には選挙管理委員全員、議長及び選挙管理委員長が指名した会員2人以上が署名捺印しなければならない。

(投票の記載及び投函)

第7条 会員は定款施行細則第21条及び第57条第1号の定めにより、当該選挙の候補者の中から役員、推薦委員及び代議員を選び、それぞれの定数ごとに指定の記号をつけて、これを投函箱に投函しなければならない。

(無効投票)

第8条 次の投票は、無効とする。

- (1) 「広島県看護協会印」の捺印のある所定の用紙以外の用紙を使用したもの。
- (2) 指定の記号以外で記載したもの。
- (3) 単記投票の場合に2人以上の候補者の記号を記載したもの。
- (4) 連記投票の場合に定数を超えて記号を記載したもの。

(無効投票がある場合の他の投票の効力等)

第9条 連記投票において定数を超えない記号の記載のうち、前条第2号により無効とされた投票以外の投票は有効とする。

2 連記投票の場合に記号の数が所定数に満たないときは、その数を有効とする。

(得票同数の場合の決定方法)

第10条 得票同数者の中から当選者を決定する場合は、定款施行細則第23条により議長がくじでこれを定める。

(当選者の決定)

第11条 議長は、選挙管理委員長から開票結果の報告を受けたときは、当選者を決定し、速やかに会長及び議場における会員に報告しなければならない。

(当選者の公示)

第12条 前条の報告を受けた会長は、これを公示しなければならない。

附 則

この規程は、平成22年1月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月16日から施行する。ただし、改正前の規程により任命されている選挙管理委員の任期は、改正後の規程第5条第4項の規定にかかわらず、平成23年度の通常総会までとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年6月14日から施行する。

公益社団法人広島県看護協会個人情報保護規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人広島県看護協会（以下「本会」という。）が「個人情報保護に関する法律」及びその他の法令に準拠し、保有する個人情報の保護を適切に行うために必要な事項を定め、もって個人の権利利益を保護することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本会の役員、委員、職員及び労働者派遣法に基づく派遣労働者（以下「職員等」という。）に適用する。

2 個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合の委託先に対しても適用する。

(対象)

第3条 この規程は、本会が保有する全ての個人情報を対象とする。

(定義)

第4条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス及びその他記述等により、特定の個人を識別できるものをいう。

(2) 個人情報データベース

個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの及び特定の個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したものをいう。

(3) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 保有個人データ

本会が、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。

(5) 本人

個人情報によって、識別される特定の個人をいう。

(6) 個人情報保護管理責任者

本会会長（以下「会長」という。）により任命され、個人情報保護のための業務について、総括的責任と権限を有する者をいう。

(7) 個人情報保護管理者

個人情報保護管理責任者により任命され、各局・各支部における個人情報保護コンプライアンス・プログラムの立案、実施及び運用等個人情報保護のための業務について、統括

的責任と権限を有する者をいう。

(8) 個人情報監査責任者

会長により任命され、個人情報に関する監査を実施する権限を有する者をいう。

(個人情報保護方針)

第5条 会長は、次の各号を個人情報保護方針として書面で定めるとともに、これを実行し維持するものとする。

- (1) 適切な個人情報の収集、利用及び提供に関すること
- (2) 個人情報の紛失、漏えい及びその他の安全管理のための対策に関すること
- (3) 個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守すること
- (4) 個人情報を預託する場合の取扱いに関すること
- (5) 個人情報の開示、訂正及び削除に関すること
- (6) 個人情報保護コンプライアンス・プログラムの継続的改善に関すること

2 会長は、前項の個人情報保護方針を職員等に周知させるとともに、一般個人が入手可能な措置を講ずるものとする。

(規程等の遵守)

第6条 職員等は、この規程、法令及びその他の規範を遵守して個人情報の保護に努めなければならない。

第2章 個人情報の収集

(適正な収集)

第7条 本会は、偽りその他不正な手段により個人情報を収集してはならない。

(収集の原則)

第8条 本会は、個人情報を収集するときは、取り扱う業務の目的を明確に定め、目的の達成に必要な範囲内で、収集しなければならない。

2 本会は、個人情報を収集する場合は、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づいて収集するとき。
- (2) 本人の同意に基づいて収集するとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急かつやむを得ない必要があると認め
て収集するとき。
- (4) 所在不明、心身の故障等の理由により、本人から収集することができないとき。

3 本会は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる恐れのある個人情報を収集してはならない。

第3章 個人情報の利用目的等

(利用目的の特定)

第9条 本会は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的を特定しなければならない。

(利用目的の制限)

第10条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合

(3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

2 職員等は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。その業務に係る職を退いた後も、同様とする。

(利用目的の通知)

第11条 本会は、個人情報を収集した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、または公表しなければならない。

2 本会は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知または、公表しなければならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本会の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(4) 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第4章 個人情報の適正管理

(正確性の確保)

第12条 本会は、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第13条 本会は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又は、き損の防止その他の個人デー

データの安全管理のため必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(預託に関する措置)

第14条 本会は、個人データの処理の全部又は一部を預託する場合は、委託契約において、個人データの安全管理に関し、受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。又、受託者に対して、必要かつ適切な調査・監督を行うものとする。

(第三者提供の制限)

第15条 本会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難なとき。

(3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(廃棄)

第16条 個人情報の廃棄は、外部流失などの危険を防止するため、紙媒体については裁断等の方法により、電磁的記録については消去等の方法により、業務の遂行上必要な限りにおいて適切に行うものとする。

第5章 保有個人データの開示・訂正

(開示)

第17条 本会は、本人から当該本人の保有個人データについて、書面（別紙1）により開示を求められたときは、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

2 開示は、書面（別紙2）により行うものとする。ただし開示を求めた者の同意があるときは、書面以外の方法で開示することができる。

3 本会は、開示を求められた保有個人データの全部又は一部について、開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し遅滞なくその旨を書面（別紙3）により通知しなければならない。

(訂正等)

第18条 本会は、本人から、当該本人の保有個人データの内容が事実でないという理由によって書面（別紙4）により、内容の訂正（追加、削除、利用の停止を含む。以下同じ。）

を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内で、遅滞なく調査を行い、その結果に基づき、内容の訂正を行わなければならない。

- 2 本会は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について、訂正を行ったとき又は訂正を行わない旨の決定をしたときは、本人に対して遅滞なくその旨を書面（別紙5、別紙6）により通知しなければならない。

第6章 個人情報管理体制

（個人情報保護管理責任者）

第19条 個人情報保護管理責任者は、個人情報の保護についての総括的責任と権限を有する責任者であって、各局・各支部に個人情報保護管理者を任命し、必要な個人情報保護についての業務を行わせ、これを管理・監督しなければならない。

（教育・研修）

第20条 個人情報保護管理責任者は、職員等に対して、継続的かつ定期的に教育・研修を行うものとする。

（苦情・相談窓口の設置）

第21条 個人情報保護管理責任者は、個人情報保護苦情・相談窓口を各局・各支部に設置するものとする。

- 2 苦情の処理及び相談業務は、個人情報保護管理者に行わせるものとする。

（文書の管理）

第22条 個人情報保護管理責任者は、この規定に基づき、作成される文書（電磁的記録を含む。）を管理しなければならない。

（事故処理等）

第23条 個人情報の漏えい若しくは漏えいのおそれ又は個人情報の保護管理上重大な欠陥を発見したときは、発見者は、直ちにこれを個人情報保護管理責任者又は個人情報保護管理者に報告するものとする。

- 2 前項の発見があったときは、各局・各支部は遅滞なく適切な是正処置をとるとともに、再発を防止するための対策を講じるものとする。

第7章 監査

（監査の実施）

第24条 個人情報監査責任者は、必要に応じて、本会が保有する個人情報が、適切に管理・運用されているかを監査するものとする。

第8章 罰則

(罰則)

第 25 条 会長は、本規程に違反した職員等に対して所定の手続きに基づき懲戒を行うことができる。

第 9 章 雑 則

(改定)

第 26 条 会長は、本会における個人情報の適切な保護を維持し改善するため、この規程を継続的に見直し、理事会の議を経て、必要な改定を行うものとする。

(その他)

第 27 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、会長が定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 18 年 1 月 21 日から施行する。
- 2 この規程は、実施日に県看護協会が保有する個人情報にも適用する。

附 則

この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

(別紙 1)

令和 年 月 日

開 示 請 求 書

公益社団法人広島県看護協会長 様

住 所

氏 名

印

私の個人情報について、次のとおり開示を請求します。

1 個人情報の内容

2 開示を求める内容

(1) 全部

(2) 一部

(別紙 2)

広看協第 号
令和 年 月 日

様

公益社団法人広島県看護協会

会長 

個人情報の開示について(通知)

令和 年 月 日付けで開示請求のありました個人情報については、次のとおり
です。

《内 容》

(別紙 3)

広看協第 号
令和 年 月 日

様

公益社団法人広島県看護協会

会長 

個人情報の開示について(通知)

令和 年 月 日付けで開示請求のありました個人情報については、厳正に検討
しました結果、開示しないことにしました。

なお、開示しない理由は、次のとおりです。

《理 由》

(別紙 4)

令和 年 月 日

訂正（追加・削除・利用の停止を含む）請求書

公益社団法人広島県看護協会長様

住 所

氏 名



令和 年 月 日付け広看協第 号で開示の通知のありました私の個人情報について、次のとおり訂正（追加・削除・利用の停止を含む）の請求をします。

《請求の内容》

開示の内容	訂正(追加・削除・利用の停止を含む)の内容

(別紙 5)

広看協第 号
令和 年 月 日

様

公益社団法人広島県看護協会
会長 ㊟

個人情報の訂正(追加・削除・利用の停止を含む)について(通知)

令和 年 月 日付けで請求のありました当看護協会が保有する個人情報の訂正(追加・削除・利用の停止を含む)については、確認・調査を行いました結果、請求どおり訂正(追加・削除・利用の停止を含む)をすることにしました。

なお、個人情報の訂正(追加・削除・利用の停止を含む)の内容は、次のとおりです。

《内 容》

◆ 訂正(追加・削除・利用の停止を含む)前の内容

◆ 訂正(追加・削除・利用の停止を含む)後の内容

(別紙 6)

広看協第 号
令和 年 月 日

様

公益社団法人広島県看護協会

会長 

個人情報の訂正(追加・削除・利用の停止を含む)について(通知)

令和 年 月 日付けで請求のありました当看護協会が保有する個人情報の訂正(追加・削除・利用の停止を含む)については、確認・調査を行いました結果、訂正(追加・削除・利用の停止を含む)をしないことにしました。

なお、その理由は次のとおりです。

《理 由》

公益社団法人広島県看護協会 個人情報保護方針

公益社団法人広島県看護協会（以下、「本会」といいます。）は、保健師、助産師、看護師、准看護師の有資格者による職能団体として活動しています。「県民のためより良い看護の提供」を目的に、看護職者の資質向上と県民の保健医療福祉の向上に貢献するための活動や政策提言を行ってまいります。

そうした中で、個人情報、個人データ、保有個人データ（以下、「個人情報」といいます。）を適切に取り扱い保護することは、本会にとり大変重要な社会的責務であると考え、次の取り組みを推進いたします。

1. 個人情報

個人情報とは、個人に関する情報であり、その情報を構成する「氏名」、「住所」、「電話番号」、「メールアドレス」、「生年月日」及びその他の情報で、特定の個人を識別できる情報を言います。ここでいう個人とは、次に掲げる者を指します。

- (1) 会員、ナースセンター利用者（NCCS 登録者）
- (2) 本会の訪問看護関係事業所利用者
- (3) 本会事業の協力者及び参加者（講師、委員、受講者等）
- (4) 本会の役員、職員及び派遣社員

2. 個人情報の収集及び利用

本会は、事業推進のために個人情報を収集し、収集時に通知した利用目的の範囲内での利用を厳守します。

3. 個人情報の適正管理

本会は、本会が取り扱う個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩、不正アクセス、その他の安全管理のために必要かつ適切なセキュリティ対策を講じて、個人情報を適正に管理します。

本会は、個人情報を取り扱う部署ごとに管理責任者を置き、個人情報の適正管理を徹底します。

4. 個人情報保護に関する関係法令の遵守

本会は、個人情報保護法等関係法令及びガイドラインを遵守し、個人情報管理に関する規程を定めて個人情報の保護に取り組みます。

5. 個人情報の預託

本会は、個人情報を第三者に預託することがあります。

個人情報を預託する場合は、適正な取り扱いを確保するために、当該第三者について厳正な調査を行ったうえで契約による義務付けにより、漏洩、再提供の防止などを図るとともに実施状況の点検などを行います。

6. 個人情報の開示、訂正、または削除

本会は、個人情報の主体（以下、「本人」といいます。）及びその代理人から、個人情報の開示、訂正、または削除を求められた場合は、遅滞なくこれに応じます。

本会は、本人の承諾を得ないで個人情報を第三者に開示いたしません。

7. 個人情報保護の維持、改善

本会は、個人情報の適正な取り扱いが行われるよう、役職員に対して教育啓発活動を実施するとともに、個人情報保護の取り組みを見直し、その改善に努めます。

連絡先

公益社団法人広島県看護協会 事務局総務部

電 話：082-293-3362

F A X：082-295-5361

E-mail：somu@nurse-hiroshima.or.jp

公益社団法人広島県看護協会支部活動費配分規程

(目的)

第1条 支部活動の円滑な推進を図るため、支部に対して支部活動費を配分する。

(配分)

第2条 公益社団法人広島県看護協会会長（以下「会長」という。）は毎事業年度予算の中から定めた額を支部活動費として配分する。

(配分基準及び配分額等)

第3条 支部活動費は支部活動費配分基準（別表1）に基づいて積算した総額及び受講料などの合計額を収入基本額とし、次年度の事業計画（案）（様式1）に基づき支部活動費支出基準（別表2）により積算した支出経費を計上した収支予算（案）（様式2）を策定し、毎年12月末日までに会長に提出しなければならない。

2 支部長は、前項に定める収入基本額の範囲内で支部活動が困難な場合は、支部役員会の承認を得て、会長に対し事業活動に必要な理由等を記載した収支予算（案）に係る協議書（様式3）を12月末日までに提出しなければならない。

また、年度中途において当該年度の事業執行が困難と認められる場合においては、速やかに同様の協議を行うものとする。

3 会長は、前項により提出された協議書については、理事会の承認を得て、その結果を当該支部に通知しなければならない。

4 会長は、提出された次年度の事業計画案及び予算案を理事会の承認を得た上で、各支部に対し所要額を配分する。

5 配分を受けた支部活動費は、予算の範囲内において支部活動に最も効果的な運用をしなければならない。

(配分時期)

第4条 会長は、原則として毎年会計年度上期と下期に支部活動費を配分する。

(預金残高報告及び決算報告)

第5条 支部長は、毎会計年度の3月20日現在で保管する全ての現金を支部の預金口座に預け入れた上で、支部預金残高報告書（様式4）を3月25日までに報告する。また、年間の収支状況を記録した収支決算報告書（様式5）を毎事業年度終了日までに会長に提出しなければならない。

附 則

1 この規程は、平成23年11月19日から施行し、平成24年度事業計画（案）及び収支予算（案）から適用する。

2 広島県看護協会支部交付金規程については、平成23年度の事業終了をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成24年11月17日から施行し、平成25年度事業計画（案）及び収支予算（案）から適用する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 1 月 21 日から施行し、平成 29 年度事業計画（案）及び収支予算（案）から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 5 月 22 日から施行する。

(別表1)

支部活動費配分基準

内 容			金 額 (円)
1) 基本額			310,000
2) 会員数割額			100×支部会員数
3) 調整額	(1)会員数調整額	1,500 人未満	75,000
		1,500 人以上	100,000
	(2)地域状況調整額	東広島・竹原 呉 三原・尾道 福山・府中 三次・庄原	40,000 (8回×10人×500円)
		広島北	80,000 (8回×10人×1,000円)
	(3)地区数調整額	広島東、広島北支部 その他の支部(広島南、 廿日市支部を除く)	(3地区) 60,000 (2地区) 30,000
4) 地域活動額			350,000

※ 3) 調整額 (1) 会員数調整額欄の欄中の会員数は、前年度 10 月末日の会員数

※ 予算書が出ている場合は予算書による

(別表2)

支部活動費支出基準

1) 会務費等支出基準

区 分	会務手当 (円)	交通費	摘 要
支部総会	2,000	原則公共交通機関を使つての実費	・支部役員が支部総会に出席した日 ・議長
支部役員会	2,000		・支部役員が支部役員会に出席した日
施設代表者連絡会	1,000		・支部役員又は施設代表者が支部運営規則第 21 条に規定する連絡会に出席した日
委員会	1,000		・委員が支部運営規則第 11 条に規定する委員会に出席した日
進路相談会	1,500		・支部役員等が進路相談会に出席した日 (説明・相談担当者、体験発表者を含む。)
その他 (会務・会議等)	1,000		・支部役員及び協力員が会務(研修会等)に従事し又は会議等に出席した日 ・旧役員が新役員へ引き継ぎした日

- ・同日に2つ以上の会議に出席した場合は、それぞれの会務費を支払う。
- ・交通費は実費支給とし、1キロ未満の場合は支払を行わない。

注意 ※支部理事への会務手当・交通費の支給は県協会が行う。

※車利用の交通費算出について

<p>公益社団法人広島県看護協会役職員等旅費規程 第 14 条 抜粋 (車賃)</p> <p>第 14 条 車賃の額は、1 キロメートルにつき 38 円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。</p> <p>2 車賃は全路程を通算して計算する。ただし、第 11 条の規定により区分計算する場合には、この区分された路程ごとに通算して計算する。</p>

2) 講師料等支出基準

	大学関係	行政関係	医療職	講義 時間単 位	演習		シンポジウム	
					半日	1日	半日	1日
教授	学長 教授	厚生労働省課長 職以上 県部長職以上 ※日看協役員	大病院長 (450床 以上)	15,000	15,000	30,000	15,000	30,000
准教授	4年制大学准 教授 短期大学教授	厚生労働省課長 補佐 県課長職 教育主事 保健所長 厚生労働省研修セ ンター主任教官 ※日看協役員	病院長(大病院長 を除く) 病院副院長 医長・部長 看護部長・総師長 等 各施設の長	13,000	13,000	26,000	13,000	26,000
講師	4年制大学講 師 短期大学准教 授 看護学校長・ 副校長	各係長職 ※日看協役員	医師 副看護部長・副総 師長 ステーション所 長	11,000	11,000	22,000	11,000	22,000
その他 (一般職を含む)	看護学校教員 大学助教		師長 副師長 主任 保健師 助産師 看護師 理学療法士 作業療法士他	10,000	10,000	20,000	10,000	20,000

備考

- ① 研修・講習会講師に係る交通費は、所得税相当額を加算して支給する。
- ② 講師料等の源泉徴収は「講師料等源泉徴収の取り扱いについて」を参照のこと。
- ③ 日看協役員は業績に応じて職位区分を決定する。
- ④ 県看協役員は日看協役員に準じる。
- ⑤ この職務区分に該当しないもの、または規定によりがたい場合は協議して定める。
- ⑥ 講義時間を45分とする講習会の講義時間単価は、上記の額の4分の3の額とする。
- ⑦ 看護研究学会座長謝金は、シンポジウム半日の額の2分の1の額とする。
- ⑧ 看護研究サポートに関しては別に定める

令和 年度 事業計画 (案)

支部名： ○○○ 支部

支部長名：○○○○

令和 年 月 日

項 目	実施予定	会 場	内容
1. 支部総会	月 日		
2. 諸会議			
1) 支部役員会	回		
2) 施設代表者連絡会	回		
3) 委員会			
(1)推薦委員会	回		
(2)その他	回		
4) その他 ()	回		
3. 研修事業			
1) 組織強化研修会	月 日		
2) その他の研修会			
4. 交流事業			
5. 地域看護事業			
1) まちの保健室	例) 毎月水曜		
(1)常設型			
(2)イベント型			
2) その他			
6. 研究事業			
1) 研究発表会			
2) 看護研究サポート			
3) その他			
7. 看護広報事業			
1) 進路相談会	月 日		
2) 支部だよりの発行	1回		「○○○」の発行
3) その他			
8. 関連職種地域連携事業			
1) 地域連携推進にかかる会議			
2) 研修会			
3) その他			
9. その他			

令和 年度 収支予算(案)

支部名:	支部長名:				作成年月日	年	月	日	
職 種	保健師	助産師	看護師	准看護師	計				
会員数					0				
項目	予算額(円)	摘 要							
1. 支部活動費	0								
2. 受講料等	0	救急蘇生受講料	2,000	円	×	人	=	0	円
		研究サポート受講料	3,000	円	×	人	=	0	円
				円	×	人	=	0	円
				円	×	人	=	0	円
				円	×	人	=	0	円
				円	×	人	=	0	円
3. その他									
収入合計	0								

項目	予算額(円)	摘 要	金額	備考
1. 支部総会	-	円	① 会場費	円
			② 講師料	円
			③ 講師交通費	円
			④ 協力員会務手当	円
			⑤ 協力員交通費	円
			⑥ 通信費	円
			⑦ 消耗品費	円
			⑧ その他	円
2. 諸会議	-	円	① 会場費	円
			② 講師料	円
			③ 講師交通費	円
			④ 協力員会務手当	円
			⑤ 協力員交通費	円
			⑥ 通信費	円
			⑦ 消耗品費	円
			⑧ その他	円
3. 研修事業	-	円	① 会場費	円
			② 講師料	円
			③ 講師交通費	円
			④ 協力員会務手当	円
			⑤ 協力員交通費	円
			⑥ 通信費	円
			⑦ 消耗品費	円
			⑧ その他	円
4. 交流事業	-	円	① 会場費	円
			② 講師料	円
			③ 講師交通費	円
			④ 協力員会務手当	円
			⑤ 協力員交通費	円
			⑥ 通信費	円
			⑦ 消耗品費	円
			⑧ その他	円
5. 地域看護事業	-	円	① 会場費	円
			② 講師料	円
			③ 講師交通費	円
			④ 協力員会務手当	円
			⑤ 協力員交通費	円
			⑥ 通信費	円
			⑦ 消耗品費	円
			⑧ その他	円
6. 研究事業	-	円	① 会場費	円
			② 講師料	円
			③ 講師交通費	円
			④ 協力員会務手当	円
			⑤ 協力員交通費	円
			⑥ 通信費	円
			⑦ 消耗品費	円
			⑧ その他	円
7. 看護広報事業	-	円	① 会場費	円
			② 講師料	円
			③ 講師交通費	円
			④ 協力員会務手当	円
			⑤ 協力員交通費	円
			⑥ 通信費	円
			⑦ 消耗品費	円
			⑧ その他	円
8. 関連職種地域連携事業	-	円	① 会場費	円
			② 講師料	円
			③ 講師交通費	円
			④ 協力員会務手当	円
			⑤ 協力員交通費	円
			⑥ 通信費	円
			⑦ 消耗品費	円
			⑧ その他	円
9.	-	円	9.	円
10. 支部共通費	-	円	10. 支部共通費	円
11. 予備費	-	円	11. 予備費	円
支出合計	-	円		

※12月15日までに広島県看護協会に提出してください。
 ※各事業項目の合計額は100円未満を自動で切り上げます。
 ※摘要欄の金額は、支部事業にかかる予算見積書内訳(付表1)で積算した額を計上してください。
 ※網掛け以外のセルに入力しないでください。(訂正した値が反映されません)

(様式3)

令和 年 月 日

広島県看護協会会長 様

広島県看護協会 _____ 支部

支部長

印

令和 年度収支予算（案）に係る協議書

令和 年度の予算編成に当たって、次の理由により収入額が不足するので収入基本額の増額について承認いただきたく協議します。

(単位 円)

収入基本額 (様式2 収入 合計額) ①	支出額 (様式2 支出合計) ②	差引不足額 (②-①)	不足する理由 (具体的に)

【注】

- 1 令和 年度収支予算（案）（様式2）を作成した上で記入すること。
- 2 不足する理由については、前年度に比べ事業内容に変更が生じ収入基本額では賄えない理由、積算根拠などについて具体的に記入すること。

令和 年 月 日

広島県看護協会会長 様

広島県看護協会 _____ 支部

支部長

印

令和 年度収支予算に係る協議書

令和 年度の予算執行に当たって、次の理由により収入額が不足するので配分額の増額について承認いただきたく協議します。

(単位 円)

配分額 (様式2 収入 合計額) ①	支出予定額 (様式2 支出合計) ②	差引不足額 (②-①)	不足する理由(具体的 に)
【支部活動費】	【4月～〇月までの支出 額】		
【受講料等収 入】	【執行予定額】		
【合 計】	【合 計】		

【注】

- 1 9月末又は、1月末までに提出すること。
- 2 執行額及び今後の執行予定額に基づいた根拠のもとに協議書を提出する。

支部預金残高報告書

令和 年 月 日

広島県看護協会会長 様

支部名 _____ 支部

支部長名 _____ 印

標記について次のとおり通帳の写しを添付して報告します。

令和 年 3月31日現在預金残高

銀行名 _____

支店名 _____

口座番号 _____

_____円

令和 年度 収支決算報告書(案)

支部名: _____ 支部長名: _____ 令和 年 月 日

項目	予算額	決算額
1. 支部活動費	- 円	- 円
2. 受講料等	- 円	- 円
3. その他	- 円	- 円
収入合計	- 円	- 円

項目	予算額	決算額	摘要	金額	備考
1. 総会	- 円	- 円	① 会場費	0 円	
			② 講師料	0 円	
			③ 講師交通費	0 円	
			④ 協力員会務手当	0 円	
			⑤ 協力員交通費	0 円	
			⑥ 通信費	0 円	
			⑦ 消耗品費	0 円	
			⑧ その他	0 円	
2. 諸会議	- 円	- 円	① 会場費	0 円	
1) 支部役員会			② 講師料	0 円	
2) 施設代表者連絡会			③ 講師交通費	0 円	
3) 委員会			④ 協力員会務手当	0 円	
(1) 推薦委員会			⑤ 協力員交通費	0 円	
4) その他			⑥ 通信費	0 円	
			⑦ 消耗品費	0 円	
			⑧ その他	0 円	
3. 研修事業	- 円	- 円	① 会場費	0 円	
1) 組織強化研修会			② 講師料	0 円	
2) その他の研修会			③ 講師交通費	0 円	
			④ 協力員会務手当	0 円	
			⑤ 協力員交通費	0 円	
			⑥ 通信費	0 円	
			⑦ 消耗品費	0 円	
			⑧ その他	0 円	
4. 交流事業	- 円	- 円	① 会場費	0 円	
			② 講師料	0 円	
			③ 講師交通費	0 円	
			④ 協力員会務手当	0 円	
			⑤ 協力員交通費	0 円	
			⑥ 通信費	0 円	
			⑦ 消耗品費	0 円	
			⑧ その他	0 円	
5. 地域看護事業	- 円	- 円	① 会場費	0 円	
1) まちの保健室			② 講師料	0 円	
(1) 常設型			③ 講師交通費	0 円	
(2) イベント型			④ 協力員会務手当	0 円	
			⑤ 協力員交通費	0 円	
			⑥ 通信費	0 円	
			⑦ 消耗品費	0 円	
			⑧ その他	0 円	
2) その他					
6. 研究事業	- 円	- 円	① 会場費	0 円	
1) 研究発表会			② 講師料	0 円	
			③ 講師交通費	0 円	
2) 看護研究サポート			④ 協力員会務手当	0 円	
			⑤ 協力員交通費	0 円	
			⑥ 通信費	0 円	
			⑦ 消耗品費	0 円	
			⑧ その他	0 円	
3) その他					
7. 看護広報事業	- 円	- 円	① 会場費	0 円	
1) 進路相談会			② 講師料	0 円	
			③ 講師交通費	0 円	
2) 支部だよりの発行			④ 協力員会務手当	0 円	
			⑤ 協力員交通費	0 円	
			⑥ 通信費	0 円	
			⑦ 消耗品費	0 円	
			⑧ その他	0 円	
3) その他					
8. 関連職種地域連携事業	- 円	- 円	① 会場費	0 円	
1) 地域連携推進にかける会議			② 講師料	0 円	
			③ 講師交通費	0 円	
2) 研修会			④ 協力員会務手当	0 円	
			⑤ 協力員交通費	0 円	
			⑥ 通信費	0 円	
			⑦ 消耗品費	0 円	
			⑧ その他	0 円	
3) その他					
9.	- 円	- 円			
10. 支部共通費	- 円	- 円			
11. 予備費	- 円	- 円			
支出合計	- 円	- 円			
残 額		円			
総 計	- 円	- 円			

※3月31日までに広島県看護協会に提出してください

※網掛け以外のセルに入力しないでください(シートの保護を解除しない)

公益社団法人広島県看護協会会長表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人広島県看護協会（以下「県看護協会」という。）定款第3条の目的達成にいちじるしい功績があった者の表彰に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰時期)

第2条 表彰は、毎年開催される通常総会において定期的に行うほか、県看護協会の創立記念式典など表彰するにふさわしい時期において随時実施する。

(被表彰者)

第3条 表彰は、表彰の時点において県看護協会会員であり、更に通算10年以上会員で次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 多年県看護協会活動に貢献し、県看護協会発展のために特に功績があった者
- (2) 看護事業に20年以上従事し、看護の向上に寄与した者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に推奨に値する功績があると認められる者

(表彰方法)

第4条 表彰は、別記様式による表彰状を授与して行う。

2 表彰は、前項の表彰状に添えて記念品を授与することができる。

(推薦)

第5条 第3条各号の一に該当する者があるときは、その者の表彰について、被推薦者の所属する支部長を経て、県看護協会長に推薦する。

2 推薦は、次に掲げるものに推薦調書を添えて提出する。

- (1) 履歴書
- (2) 業績関係資料

(決定)

第6条 被表彰者の決定は、理事会の議決を経て定める。

(改正)

第7条 この規程は、常任理事会の議決によって変更することができる。

附 則

この規程は、昭和53年12月16日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年1月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年9月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年度通常総会終了の日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

表彰状	氏名	あなたは 多年看護事業に従事し看護の向上と本会会員としての会の発展に顕著な功績があつたので記念品を添えて表彰いたします。
令和 年 月 日		
公益社団法人 広島県看護協会		
会長 氏 名	印	

(注) 契印は省略する。

公益社団法人広島県看護協会災害等見舞規程

(目 的)

第1条 この規程は、会員の災害等見舞について必要な事項を定めることを目的とする。

(見舞金)

第2条 本会は、会員の災害等について、次の見舞金を支給する。

- (1) 罹災見舞金
- (2) 病気見舞金
- (3) 死亡弔慰金

(罹災見舞金)

第3条 会員が主たる居住地において、火災、風水害、震災その他これに類する災害によって財産に損害を受けた場合、又はこれに準ずる損害を受けた場合には、次の区分に応じて、罹災見舞金を贈る。

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 全焼、又は全壊 | 20,000 円 |
| (2) 半焼、又は半壊・傾斜 | 10,000 円 |
| (3) 床上・床下浸水 | 10,000 円 |

(病気見舞金)

第4条 病気見舞金は、次の事項によって支給する。

- (1) 会員が病気により1か月以上入院加療（同一疾病に限らず、入院加療期間を通算する。）した場合 10,000 円。ただし、当該事業年度中に、1会員1回限り支給するものとする。
- (2) 会務中に傷害をうけ、10日以上加療の場合 10,000 円

(死亡弔慰金)

第5条 会員が死亡したときは、弔電及び死亡弔慰金 20,000 円を贈る。

(申請書)

第6条 会員が見舞金を受けようとするときは、該当する別記様式の申請書に、関係する必要な書類を添えて会長に提出しなければならない。

(1) 罹災見舞金

罹災見舞金申請書（別記様式第1号）に消防署又は市町等発行の罹災証明書、その他これに準ずる書類

(2) 病気見舞金

病気見舞金申請書（別記様式第2号）に支部長又は施設代表者の証明

(3) 死亡弔慰金

死亡弔慰金申請書（別記様式第3号）に支部長又は施設代表者の証明

2 申請書の提出は、当該事由の発生後、1年以内に行わなければならない。

(委任規程)

第7条 この規程に定めるもののほか、災害等見舞金の取扱に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和53年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 58 年 8 月 10 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 60 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 62 年 1 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 5 年 9 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年度通常総会終了の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 7 月 13 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 30 年 9 月 8 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

罹災見舞金申請書

会員証番号	第	号	フリガナ 会員氏名	
現住所 電話番号	〒			
勤務先			支部名	
罹災年月日	令和	年	月	日
罹災の原因 又その状況				
損害の程度	家状況屋	全焼	全壊	半焼
	家屋浸水	床上浸水		床下浸水
	その他			
罹災見舞金 振込先口座	銀行		支店	
	預金			
	口座番号		口座名義	
<p>上記のとおり申請します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>申請者（本人）氏 名 ㊟</p> <p>公益社団法人 広島県看護協会長 様</p>				
<p>備考</p> <p>市町発行等の罹災証明書又はこれに準ずる書類を添付すること。（複写可）</p>				

病 気 見 舞 金 申 請 書

会員証番号	第 号	フリガナ 会員氏名	
生年月日	年 月 日生 (歳)		
現住所 電話番号	〒		
勤務先		支部名	
入院加療 期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	傷病名	
発病年月日	令和 年 月 日	治癒年月日	令和 年 月 日
病気見舞金 振込先口座	<u>銀行</u> <u>支店</u> <u>預金</u> <u>口座番号</u> <u>口座名義</u>		
支部長又は 施設代表者 の証明	上記のとおり証明します。 令和 年 月 日 証明者 役職名 氏 名 ㊟		
摘 要	上記のとおり申請します。 令和 年 月 日 申請者 (本人) 氏 名 ㊟ 公益社団法人広島県看護協会会長 様		

※ 会務による傷害の場合は、その旨を摘要欄に記載してください。

死 亡 弔 慰 金 申 請 書

会員証番号	第 号	フリガナ 会員氏名	
生年月日	年 月 日生 (歳)		
現住所 電話番号	〒		
勤務先		支部名	
死亡年月日	令 和 年 月 日	死亡理由	
弔慰金 送付先	<p>※弔慰金をお受け取りいただける方のご住所・お名前をご記入ください。</p> <p style="text-align: center;">〒 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>TEL () _____</p> <p style="text-align: right;">お名前 _____</p>		
摘 要			
<p style="text-align: center;">上記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者（支部長又は施設代表者）氏 名 ⑩</p> <p style="text-align: center;">公益社団法人広島県看護協会会長 様</p>			

※ 葬儀の日時等を摘要欄に記載してください。

公益社団法人広島県看護協会奨学金貸与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人広島県看護協会（以下「本会」という。）奨学金貸与に関して必要な事項を定めるものとする。

(奨学金を受けることができる者の資格)

第2条 本会の奨学金の貸与を受けることができる者は、本会の会員であって、当該学校、養成所等を卒業又は修了後、1年以内に広島県内に看護職として就職し、将来本会の発展に努力する者で、次の各号の一に該当する者であること。

- (1) 看護系大学院の（修士課程又は博士課程）在學生であること。
- (2) 保健師学校養成所の在學生であること。
- (3) 助産師学校養成所の在學生であること。
- (4) 看護系大学の編入生であって3年次又は4年次在學生であること。
- (5) 看護師養成所の在學生であること。
- (6) 日本看護協会が認定した認定看護師教育課程の研修生であること。

(奨学金の貸与期間及び金額)

第3条 奨学金の貸与期間及び金額については、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号に規定する者で修士課程については2年間、博士課程については3年間とし、月額50,000円とする。
- (2) 前条第2号に規定する者については、1年間とし月額20,000円とする。
- (3) 前条第3号に規定する者については、1年間とし月額20,000円とする。
- (4) 前条第4号に規定する者については、正規の就学年限とし月額30,000円とする。
- (5) 前条第5号に規定する者で、全日制課程及び通信制課程については2年間とし、月額20,000円とする。ただし、定時制については実習期間の1年間とし、月額30,000円とする。
- (6) 前条第6号に規定する者については、1年以内の期間とし月額100,000円とする。

(奨学金の申請及び決定)

第4条 奨学金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号の書類を添えて、本会会長（以下「会長」という。）に申請しなければならない。書類の提出日は、6月末日とする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。

- (1) 申請書（誓約書を含む。） 別記様式第1-1号・第1-2号
- (2) 校長又は養成所長の推薦書 別記様式第2号
- (3) 奨学金返還予定計画書 別記様式第3号

2 申請者は、次に掲げる要件を備えた連帯保証人をたてなければならない。

- (1) 一定の職業を持ち、父母又はこれに代わる独立の生計を営んでいる者。ただし同居の家族等は除くものとする。
- (2) 他の申請者の連帯保証人となっていないこと。

- (3) 国内に住所を有すること。
- (4) 申請者との連絡が確保されること。

3 会長は、前2項の書類を受理したときは、これを審査し適当と認めるときは、奨学金貸与を決定し、申請者に通知（別記様式第4号）する。

（奨学金の交付）

第5条 奨学金は、前条第3項の規定により、奨学金貸与決定を受けた者（以下「奨学生」という。）に、奨学金の3か月分をその最初の月に本人に交付するものとする。

（奨学金受領書の提出）

第6条 奨学金を交付されたときは、奨学生は直ちに奨学金受領書（別記様式第5号）を会長に提出しなければならない。

（奨学生の義務）

第7条 奨学生は、奨学金貸与終了後に就職した場合、在職を証明する書類を会長に提出しなければならない。

（届出の義務）

第8条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 休学、退学したとき。
- (2) 停学、その他の処分を受けたとき。
- (3) 卒業又は、修了したとき。
- (4) 連帯保証人を変更したとき。
- (5) 本人又は、連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に異動があったとき。

（奨学金の停止）

第9条 奨学生が休学したときは、奨学金の交付を休止することができる。

2 前項の規定により奨学金の交付を休止された者が、その事由がなくなり願い出たときは、奨学金の交付を復活する。

3 奨学生が退学又は停学、その他の処分を受けたときは、奨学金の交付を停止するとともに交付した奨学金の返還を請求する。

（奨学金借用証書の提出）

第10条 奨学金の貸与期間が終了したときは、奨学生は貸与した奨学金の全額について、奨学生及び連帯保証人連署の奨学金借用証書（別紙様式第6号）を会長に提出しなければならない。

（奨学金の返還）

第11条 奨学金の貸与期間が終了したときは、奨学金返還予定計画書により返還しなければならない。

- (1) 返還金は貸与金の全額とする。
- (2) 返還期間は、貸与の終了後から起算して貸与期間に6か月を加算した期間以内に返還しなければならない。ただし、第2条第1号及び同条第6号に規定する者の返還期間は、貸与期間に12か月を加算した期間以内に、返還することができるものとする。

- (3) 退学者又は停学者の返還期間は、退学の日又は停学の日から起算して6か月以内とする。
- (4) 貸与の終了後、本会を退会した者の返還期間は、退会した日から起算して6か月以内とする。
- (5) 奨学生の休学期間が1か年を超えるとき。
- (6) 本人が返還できない事由が生じたときは、連帯保証人が返還しなければならない。

(奨学金の返還猶予)

第12条 奨学生であった者が次の各号の一に該当すると認めるときは、次条に定めるところにより第11条第2号に規定する返還期間を更に1年以内において猶予することができる。

- (1) 災害又は傷病により返還することが困難になったとき。
- (2) その他やむを得ない事由により返還が著しく困難になったとき。

(返還猶予申請書の提出)

第13条 前条に規定する事由が発生し、奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その理由を証明することのできる書類及び奨学金返還予定計画書を添え、連帯保証人と連署のうえ奨学金返還猶予申請書(別記様式第7号)を会長に提出しなければならない。

(返還猶予の決定)

第14条 会長は、奨学金返還猶申請書を受理したときは、これを、審査し適当と認めるときは、返還猶予を決定し、申請者に通知(別記様式第8号)するものとする。

(延滞金)

第15条 会長は、奨学金の返還が著しく遅延したときは、延滞金を徴収することができる。

(返還免除)

第16条 会長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 奨学生又は奨学生であった者が死亡したとき。
- (2) 心身の障害により労働能力を喪失し、又は労働能力に高度の制限を有し、その奨学金を返還することができなくなったとき。

(実施細則)

第17条 この規程の実施について必要な事項は、会長が別に定める。

(規程の変更)

第18条 この規程は、理事会の議決を経て変更することができる。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和57年12月11日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 62 年 1 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 5 年 9 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 7 年 2 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 11 年 3 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 8 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

奨学金貸与申請書

会員証番号	第	号	生年月日	年	月	日
フリガナ 氏名		印	年齢	満	歳	男・女
現住所	〒 — 電話番号 () — 携帯電話番号 — —					
PCメールアドレス						
携帯メールアドレス						
学校名	_____ 学科 _____ 学年					
入学年月	年	月	卒業予定年月	令和	年	月
借用期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで					
借用金額	総額	円	月額	円		
勤務先	名称					
	住所	〒				
	電話番号					
他の奨学金制度からの借入金	有・無	有の場合：金額				円
奨学金以外の借入金	有・無	有の場合：金額				円
貸与申請理由						

誓 約 書

公益社団法人広島県看護協会長 様

奨学生として決定されたときは、奨学金規程に従い、奨学生としての本分を尽くします。借用した奨学金は、諸規定を遵守し返還することを誓約します。

令和 年 月 日

【申請者】

住 所 〒 ー

氏 名

印

【連帯保証人】

上記の者が広島県看護協会奨学生として決定された時は、連帯保証人として本人を支援するとともに、借用した奨学金の返還の連帯の責任を負います。

※連帯保証人が自署すること。

ふりがな 氏 名	印		
生年月日	満 歳	続柄：	
住 所	〒		
電話番号	PCメールアドレス		
携帯電話番号	携帯メールアドレス		
勤務先	名 称		
	所在地		

別記様式第2号

推 薦 書

令和 年 月 日

公益社団法人 広島県看護協会
会 長 様

学 校 名

学長又は校長氏名

印

下記の者は本校に在学中であり、貴会の奨学生として適当と認め、推薦します。

所属学科名

学 年

氏 名

生 年 月 日

広看協第 号
令和 年 月 日

様

公益社団法人広島県看護協会
会長 印

奨学金貸与決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった奨学金貸与について次のとおり決定します。

- 1 奨学金貸与期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

- 2 奨学金の額 月額 円

- 3 奨学金の交付 3か月分ずつとし、その最初の月に交付する。

広島県看護協会奨学金受領書

金 額 _____ 円

上記金額を受領致しました。

ただし、奨学金 自 令和 _____ 年 _____ 月
至 令和 _____ 年 _____ 月 _____ か月分

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

大学名及び学部名
又は 学 校 名 _____

氏 名 _____ 印 _____

〒 _____
現 住 所 _____

電話番号 _____

携帯電話番号 _____

公益社団法人広島県看護協会長 様

※受領後、事務局まで必ず返送してください。

奨 学 金 借 用 証 書

<p>⑩</p> <p>収入印紙 貼 付 割り印を押 して下さい。</p> <p style="text-align: right;">金額 円</p> <p style="text-align: center;">借用期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで</p> <p>広島県看護協会奨学金貸与規程に基づく奨学金として、上記金額を借用致します。</p> <p>この奨学金借用につきまして、同規程に従い私ども連帯して別紙奨学金返還 予定計画書どおり相違なく返還します。</p>			
学 校 名			
所 在 地			
本 人	氏 名	(印)	
	住 所	〒	
	電話番号		
連帯保証人	氏 名	(印)	
	住 所	〒	
	電話番号		
<p>令和 年 月 日</p> <p>公益社団法人広島県看護協会長 様</p>			

広島県看護協会奨学金返還猶予申請書

令和 年 月 日

公益社団法人広島県看護協会

会長 様

申請者 住所
氏名 印
連帯保証人 住所
氏名 印

次のとおり広島県看護協会奨学金返還債務の履行の猶予を受けたいので、広島県看護協会奨学金貸与規程第13条により申請します。

奨学金貸与期間	年 月 日～ 年 月 日
奨学金貸与総額	円
既に返還した金額	円
返還猶予申請金額	円
希望する返還猶予期間	年 月 日～令和 年 月 日
返還猶予理由	

広看協第 号
令和 年 月 日

様

公益社団法人広島県看護協会
会 長 印

広島県看護協会奨学金の返還猶予について（通知）

令和 年 月 日付けで申請のあった奨学金の返還については、次のとおり猶予します。

つきましては、奨学金返還予定計画書に基づいて、返還をしてください。

なお、返還できない事由が発生したときは、連帯保証人に返還をお願いしますので、御承知ください。

奨学金貸与総額	円	
既に返還した金額	円	
返還猶予申請金額	円	
返 還 猶 予 期 間	年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
奨学金返還予定計画		
	合 計	円
奨 学 金 振 込 先	広島銀行 横川支店 普通預金 口座番号 口座名義 公益社団法人広島県看護協会 会長	

※本人及び連帯保証人の氏名・住所その他重要な事項に異動がある場合は同封している用紙にて必ずお知らせください。

公益社団法人広島県看護協会齊藤利子奨学金貸与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、故齊藤利子氏の遺族からの寄附を基に齊藤利子奨学金（以下「齊藤奨学金」という。）の制度を設け、この齊藤奨学金の貸与に関して必要な事項を定めるものとする。

(齊藤奨学金を受けることができる者の資格)

第2条 齊藤奨学金の貸与を受けることができる者は、公益社団法人広島県看護協会（以下「本会」という。）の会員であつて、将来本会の発展に寄与する者で、次の各号の一に該当する者であること。

- (1) 認定看護管理者教育課程における教育のうちサードレベルの研修生であること。
- (2) 日本看護協会が認定した認定看護師教育課程の研修生であること。
- (3) 看護系大学院の（修士課程又は博士課程）在學生であること。
- (4) 厚生労働省が認定した指定研修機関で研修する特定行為研修の研修生であること。

(齊藤奨学金の貸与期間及び金額)

第3条 齊藤奨学金の貸与期間及び金額については、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号に規定する者については、3か月以内の期間とし月額150,000円とする。
- (2) 前条第2号に規定する者については、6か月以内の期間とし月額100,000円とする。
- (3) 前条第3号に規定する者で修士課程については2年間、博士課程については3年間とし、月額50,000円とする。
- (4) 前条4号に規定する者については、5か月以内の期間とし、月額150,000円とする。

(齊藤奨学金の申請及び決定)

第4条 奨学金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号の書類を添えて、本会会長（以下「会長」という。）に申請しなければならない。

- (1) 申請書（誓約書を含む。） 別記様式第1-1号・第1-2号
- (2) 学校長等の推薦書 別記様式第2号
- (3) 齊藤奨学金返還予定計画書 別記様式第3号

2 申請者は、次に掲げる要件を備えた連帯保証人をたてなければならない。

- (1) 一定の職業を持ち、父母又はこれに代わる独立の生計を営んでいる者。ただし同居の家族等は除くものとする。
- (2) 他の申請者の連帯保証人となっていないこと。
- (3) 国内に住所を有すること。
- (4) 申請者との連絡が確保されること。

3 会長は、第1項の書類を受理したときは、これを審査し、適当と認めるときは、齊藤奨学金貸与を決定し、申請者に通知（別記様式第4号）する。

（齊藤奨学金の交付）

第5条 齊藤奨学金は、前条第3項の規定により、奨学金貸与の決定を受けた者（以下「奨学生」という。）に、研修等を受講する最初の月に貸与する額を交付するものとする。

（齊藤奨学金受領書の提出）

第6条 齊藤奨学金を交付されたときは、奨学生は直ちに奨学金受領書（別記様式第5号）を会長に提出しなければならない。

（奨学生の義務）

第7条 奨学生は、齊藤奨学金貸与修了後に就職した場合、在職を証明する書類を会長に提出しなければならない。

（届出の義務）

第8条 奨学生は、次の各号の一に該当するときは、直ちに会長に届け出なければならない。

- (1) 研修を辞退又は中止したとき。
- (2) 連帯保証人を変更したとき。
- (3) 本人又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に異動があったとき。

（奨学金の停止）

第9条 奨学生が休学したときは、奨学金の交付を休止することができる。

2 前項の規定により奨学金の交付を休止された者が、その事由がなくなり願い出たときは、奨学金の交付を復活する。

3 奨学生が退学又は停学、その他の処分を受けたときは、奨学金の交付を停止するとともに交付した奨学金の返還を請求する。

（齊藤奨学金借用証書の提出）

第10条 齊藤奨学金の貸与期間が終了したときは、奨学生は貸与した奨学金の全額について、連帯保証人連署の奨学金借用証書（別記様式第6号）を会長に提出しなければならない。

（齊藤奨学金の返還）

第11条 齊藤奨学金の貸与期間が終了したときは、奨学金返還予定計画書により返還しなければならない。

- (1) 返還金は貸与金の全額とする。
- (2) 返還期間は、貸与の終了後から起算して貸与期間に9か月を加算した期間以内に返還しなければならない。ただし、第2条第3号に規定する者の返還期間は、貸与期間に12か月を加算した

期間以内に、返還することができるものとする。

(3) 研修等を辞退又は中止したときの返還期間は、辞退又は中止した日から起算して3か月以内とする。

(4) 研修等終了後、本会を退会した者の返還期間は、退会した日から起算して3か月以内とする。

(5) 本人が返還できない事由が生じたときは、連帯保証人が返還しなければならない。

(齊藤奨学金の返還猶予)

第12条 奨学生であった者が次の各号の一に該当すると認めるときは、次条に定めるところにより

第11条第2号に規定する返還期間を更に6か月以内において猶予することができる。

(1) 災害又は傷病により返還することが困難になったとき。

(2) その他やむを得ない事由により返還が著しく困難になったとき。

(返還猶予申請書の提出)

第13条 前条に規定する事由が発生し、奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その理由を証明することのできる書類及び奨学金返還予定計画書を添え、連帯保証人と連署のうえ奨学金返還猶予申請書(別記様式第7号)を会長に提出しなければならない。

(返還猶予の決定)

第14条 会長は、奨学金返還猶予申請書の提出があったときは、審査決定し、その結果を申請者に通知(別記様式第8号)するものとする。

(延滞金)

第15条 会長は、奨学金の返還が著しく遅延したときは、延滞金を徴収することができる。

(返還免除)

第16条 会長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができる。

(1) 奨学生又は奨学生であった者が死亡したとき。

(2) 心身の障害により労働能力を喪失し、又は労働能力に高度の制限を有し、その奨学金を返還することができなくなったとき。

(実施細則)

第17条 この規程の実施について必要な事項は、会長が別に定める。

(規程の変更)

第18条 この規程は、理事会の議決を経て変更することができる。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 9 月 19 日から施行する。

別記様式第1-2号

誓 約 書

公益社団法人 広島県看護協会長 様

齊藤利子奨学生として決定されたときは、齊藤利子奨学金規程に従い、奨学生としての本分を尽くします。借用した奨学金は、諸規定を遵守し返還することを誓約します。

年 月 日

【申請者】

住 所 〒 ー

氏 名

印

【連帯保証人】

上記の者が齊藤利子奨学生として決定された時は、連帯保証人として本人を支援するとともに、借用した奨学金の返還の連帯の責任を負います。

※連帯保証人が自署すること。

ふりがな 氏 名				印
生年月日		満 歳	続柄：	
住 所	〒			
電話番号		PCメールアドレス		
携帯電話番号		携帯メールアドレス		
勤務先	名 称			
	所在地			

別記様式第2号

推 薦 書

年 月 日

公益社団法人 広島県看護協会

会 長 様

学 校 名

学長又は校長氏名



下記の者は本校に在学中であり、貴会の奨学生として適当と認め、推薦します。

所属学科名

学 年

氏 名

生 年 月 日

別記様式第4号

広看協第 号

令和 年 月 日

様

公益社団法人広島県看護協会

会長



齊藤利子奨学金貸与決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった齊藤利子奨学金貸与について次のとおり決定します。

- 1 奨学金貸与期間 年 月 日から
年 月 日まで

- 2 奨学金の額 総額 円 (月額 円)

- 3 奨学金の交付 研修等を受講するその最初の月に交付する。

別記様式第5号

齊藤利子奨学金受領書

金 額 _____ 円

上記金額を受領致しました。

令和 年 月 日

学 校 名 _____

氏 名 _____ 印

〒

現 住 所 _____

電話番号 _____

携帯電話番号 _____

公益社団法人 広島県看護協会 会長 様

※受領後、事務局まで必ず返送してください。

齊藤利子奨学金借用証書

<p>㊦</p> <p>収入印紙</p> <p>貼付金額 円</p> <p>割り印を押して下さい。</p> <p>借用期間 年 月 日から</p> <p>年 月 日まで</p> <p>齊藤利子奨学金貸与規程に基づく奨学金として、上記金額を借用致します。</p> <p>この奨学金借用につきまして、同規程に従い私ども連帯して別紙奨学金返還予定計画書どおり相違なく返還します。</p>		
学 校 名		
所 在 地		
本 人	氏 名	(印)
	住 所	〒
	電話番号	
連帯保証人	氏 名	(印)
	住 所	〒
	電話番号	
<p>年 月 日</p> <p>公益社団法人 広島県看護協会 会長 様</p>		

別記様式第7号

齊藤利子奨学金返還猶予申請書

令和 年 月 日

公益社団法人広島県看護協会

会長 様

申請者 住所

氏名 印

連帯保証人 住所

氏名 印

次のとおり齊藤利子奨学金返還債務の履行の猶予を受けたいので、齊藤利子奨学金貸与規程第12条により申請します。

奨学金貸与期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
奨学金貸与総額	円
既に返還した金額	円
返還猶予申請金額	円
希望する返還猶予期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
返還猶予理由	

様

公益社団法人広島県看護協会
会 長 印

齊藤利子奨学金の返還猶予について（通知）

令和 年 月 日付けで申請のあった奨学金の返還については、次のとおり猶予します。
つきましては、奨学金返還予定計画書に基づいて、返還をしてください。
なお、返還できない事由が発生したときは、連帯保証人に返還をお願いしますので、御承知く
ださい。

奨学金貸与総額	円	
既に返還した金額	円	
返還猶予申請金額	円	
返還猶予期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日	
奨学金返還予定計画		
	合計	円
奨学金振込先	広島銀行 横川支店 普通預金 口座番号 口座名義 公益社団法人広島県看護協会 会長	

*本人及び連帯保証人の氏名・住所その他重要な事項に異動がある場合は同封している用紙にて必ずお知らせください。

公益社団法人広島県看護協会会館使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島県看護協会会館（以下「会館」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(使用の原則)

第2条 会館は、その設置目的及び管理、運営に支障のない範囲において使用させることができる。

(使用者の範囲)

第3条 会館を使用させる者は、次のとおりとする。

- (1) 広島県看護協会会員
- (2) 広島県看護協会支部
- (3) 広島県・広島市
- (4) その他、会長が適当と認める者

(開館時間)

第4条 会館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 会長が特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を臨時に変更することができる。

(休館日)

第5条 会館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで
- 2 会長が必要と認めるときは、前項の休館日以外の日到会館の全部若しくは一部を臨時に休館し、又は休館日に全部若しくは一部を臨時に開館することができる。

(使用の承認)

第6条 会館を使用しようとする者は、事前に別記様式による使用申込書を会長に提出し、承認を得なければならない。

(使用の取消し及び変更)

第7条 前条の規定により承認を得たのち、取消し又は変更するときは直ちに申し出なければならない。

(使用料金)

第8条 会館を使用する者は、別表による会館維持管理料を支払わなければならない。

(会館維持管理料の減免)

第9条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館維持管理料を減免することができる。

- (1) 会員が、研修目的のために使用するとき。
- (2) 広島県看護協会支部が、会議・研修目的のために使用するとき。
- (3) 広島県・広島市が、看護研修関連の目的のために使用するとき。
- (4) 広島県・広島市が、第3号以外の目的のために使用するとき。
- (5) その他会長が特に必要と認めたとき。

2 減免する額は、次のとおりとする。

- (1) 第1号・第2号の場合は、会館維持管理料の全額
- (2) 第3号の場合は、会館維持管理料の50パーセントに相当する額
- (3) 第4号の場合は、会館維持管理料の20パーセントに相当する額
- (4) 第5号の場合は、事情に応じ、会長が必要と認める額

(原状回復義務)

第10条 使用者は、会館の使用を終了したときは、直ちに使用した施設を原状に回復し、係員の検査を受けなければならない。

(遵守事項)

第11条 会館の使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設、設備及び展示品をき損し、又は汚損しないこと。
- (2) 他人に迷惑をかける行為又は他人に嫌悪感を起こさせる行為をしないこと。
- (3) 係員の指示に従うこと。

2 前項の規定に違反した者は厳重に注意し、以後会館を使用させないことができる。

3 故意又は過失により設備機材を破損又は紛失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

附 則

この規程は、昭和51年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和51年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年1月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年8月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別 表

広島県看護協会会館維持管理料等

1 会館維持管理料

区 分	床面積 (㎡)	収容人員 スクール形式 ()はロ字型	会館維持管理料 (円)	
			午前 又は午後	1 日
第1研修室 (2F)	107	55 (30)	700	1,400
会議室 (2F)	80	— (26)	700	1,000
大研修室 (3F)	405	300 (—)	2,800	5,600
第2研修室 (2F)	87	60 (42)	700	1,400
第3研修室 (3F)	69	36 (24)	500	1,000
第5研修室 (5F)	100	70 (48)	700	1,400
第6研修室 (6F)	100	70 (48)	700	1,400

2 備品使用料

備 品 名	使用料 (円)
ワイヤレスマイク	1,000
プロジェクター	3,000

(注) 1 備品は、会館内のみで使用し会館外へは貸し出さない。

2 備品使用料は、1日又は1回1台につきの額

別記様式

広島県看護協会会館使用申込書

令和 年 月 日

公益社団法人広島県看護協会長 様

住所（法人又は団体の場合は主な事業所の所在地）

氏名（法人又は団体の場合は名称及び代表者の氏名）



申込担当者氏名

電話番号

() -

使用 月 日	使用時間等	使用する施設							
		第1 研修室	会議室	大 研修室	第3 研修室	第4 研修室	第5研修室		第6 研修室
							A	B	
月	使用時間								
日	使用人数	人	人	人	人	人	人	人	人
月	使用時間								
日	使用人数	人	人	人	人	人	人	人	人
月	使用時間								
日	使用人数	人	人	人	人	人	人	人	人
月	使用時間								
日	使用人数	人	人	人	人	人	人	人	人
使用目的									

(注) 1 「使用する施設」欄は、該当する箇所に使用時間と使用人数とを記入してください。

2 使用する部屋以外に使用備品及び講師控室等の使用希望がある場合には、使用目的欄に記入してください。

公益社団法人 広島県看護協会図書利用規程

(目的)

第1条 この規程は、広島県看護協会図書室（以下「図書室」という。）において管理する図書及び収集資料（以下「図書等」という。）を看護職等の学術研究並びに調査等の用に供するため、貸出・返却・検索等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(利用資格及び利用内容)

第2条 図書等を利用できる者は、次の者とする。

- (1) 広島県看護協会会員
- (2) 非会員看護職及び看護学生
ただし、利用内容は図書室内での閲覧、複写のみとする。
- (3) その他会長が相当と認めた者
ただし、利用内容は会員の利用に支障のない範囲内とし制限されることがある。

(利用時間)

第3条 図書室の利用時間は、次のとおりとする。

月曜日～金曜日 9時00分から11時30分及び12時30分から17時00分

2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めたときは利用時間を変更することができる。

(休室日)

第4条 図書室の休室日は、原則として次のとおりとする。

- (1) 日曜日・土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで
 - (4) 蔵書点検日
- 2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めたときは臨時に休室することができる。

(貸出の手続き及び貸出期間等)

第5条 図書等の貸出を受けようとする者は、次の手続きをしなければならない。

- (1) 図書貸出登録申込書に所要事項を記載し、図書室で登録手続きをする。
- (2) 図書室コンピューター（図書館管理システム）を利用し、貸出処理をする。
- (3) 貸出期間及び冊数

貸出期間は、貸出をした日から起算して2週間以内とし、期間の延長は行わない。同一期間の貸出冊数は1人5冊以内とする。

(図書等の返却)

第6条 貸出を受けた図書等の返却は、前条第3号に定める期間を厳守する。

2 止むを得ない事情により貸出期間に図書等を返却できない場合又はその期間内に借り受けた目的が達せられない場合は、図書等を貸出期間内に返却した場合に限り、再び貸し出すことができる。ただし、予約確保処理がされている場合はこの限りではない。

3 図書等の返却の時間は、第3条第1項に定める時間と同様とする。

(資料の検索等)

第7条 図書等を検索する場合は、所定の操作により図書室コンピューターを利用して行う。

2 資料等の検索のためにインターネットを利用する場合は、所定の操作により図書室コンピューターを利用して行う。

(貸出の禁止)

第8条 図書等のうち、禁帯出ラベルを貼付したものについては、貸出を禁止する。

(損害賠償)

第9条 故意または過失により図書等を紛失し、又は汚損等により著しい損害を与えたときは、その損失の全部又は一部を賠償しなければならない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、図書等の利用に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年8月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

公益社団法人 広島県看護協会視聴覚教材利用規程

(目的)

第1条 この規程は、会員等の教育並びに指導等の用に供するため、この規程の定めるところにより、視聴覚教材（映画フィルム、ビデオテープなど以下「教材」という。）の貸出、返却について必要な事項を定めることを目的とする。

(利用資格)

第2条 教材を利用することができるものは、会員並びに会員施設とする。

(利用時間)

第3条 図書室の利用時間は、次のとおりとする。

月曜日～金曜日 9時00分から11時30分及び12時30分から17時00分

2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めたときは利用時間を変更することができる。

(休室日)

第4条 図書室の休室日は、原則として次のとおりとする。

(1) 日曜日・土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで

(4) 蔵書点検日

2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めたときは臨時に休室することができる。

(貸出の手続き及び貸出期間等)

第5条 教材等の貸出を受けようとする者は、次の手続きをしなければならない

(1) 図書貸出登録申込書に所要事項を記載し、図書室で登録手続きをする。

(2) 図書室コンピューター（図書管理システム）を利用し、会員証を用いて貸出処理をする。

(3) 貸出期間及び巻数

貸出期間は、貸出をした日から起算して2週間とし、期間の延長は行わない。1回に貸し出せる巻数は1人5巻以内とする。

(4) 郵送又は宅配による貸出申込

図書利用者登録を済ませている者に限り、所定の手続きにより申込をして教材の貸出をすることができる。ただし、郵送料は利用者負担とする。

(教材の返却)

第6条 貸出を受けた教材の返却は、前条第3号に定める期間を厳守する。

(損害賠償)

第7条 借受者は、故意または過失により教材を破損し、又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、教材の利用に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 29 年 8 月 10 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この規程は、令和元年 10 月 19 日から施行する。

公益社団法人広島県看護協会永年正会員への感謝状贈呈に関する殊遇内規

第1条 この内規は、公益社団法人広島県看護協会（以下「本会」という。）に長年にわたり在籍し、本会と保健・医療・福祉の向上に寄与してきた正会員のうち、60歳以降からの会員歴が20年以上となる者（以下「永年正会員」という。）の殊遇を定める。

第2条 永年正会員に本会の通常総会において、感謝状及び記念品を贈呈する。

第3条 贈呈の対象者については、理事会で承認するものとする。

第4条 表彰は別記様式による感謝状に加えて、10,000円相当の記念品を贈呈し、交通費等必要経費については、理事会において決定する。

第5条 この内規に定めるもののほか、運用について必要な事項は、その都度会長が別に定める。

附 則

この内規は、令和5年5月26日から施行する。

感 謝 状

氏名

殿

あなたは長年にわたり

公益社団法人広島県看護協会の会員として

本会の活動にご尽力されました

よってそのご貢献に対し

会員の総意をもって感謝の意を表します

令和 年 月 日

公益社団法人広島県看護協会

会長

公益社団法人広島県看護協会会館維持整備積立金納入要領

(目的)

第1条 広島県看護協会会館維持整備積立金（以下「積立金」という。）の公平な納入及び事務の効率を図るため、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 公益社団法人広島県看護協会（以下「県協会」という。）に新規に入会する者（以下「新入会員」という。）を対象とする。

(積立金の額)

第3条 新入会員1人当たり、30,000円とする。

(納入の方法)

第4条 新入会員は、入会するときに積立金を全額納入するものとする。ただし、全額納入することが困難な場合は2年間で分割して納入することができるものとする。

(納入の手続き)

第5条 積立金の納入は、県協会の指定する銀行振込用紙により指定口座に振り込むものとする。

2 複数名分を納入する場合は、納入者の会員番号・氏名・金額を別紙様式で報告するものとする。

(完了証の発行等)

第6条 県協会は、納入者が積立金を全額納入したときは、納入月の翌月の末日までに納入者あてに積立金完了証を発行する。

2 県協会は、納入期限が切れた未納入者に対し、必要に応じ納入の督促をすることができるものとする。

3 県協会は、会員ごとの積立金情報を積立金情報システムにより管理する。

(退会者等の取扱)

第7条 会員が、県協会を退会するときに未納額がある場合には、これを納入しなければならない。

2 県協会への再入会者で、積立金を全額納入していた場合には、これを徴収しない。ただし、積立金に未納入額がある場合には、その未納入額を納入しなければならない。

(施設代表者の経由)

第8条 県協会は、納入の手続、完了証の発行等については施設代表者を通して行うものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は県協会長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際に会員で、ナースセンター建設募金の全額未納者及び積立金の全額未納者はこの要領を適用し、一部未納者については従前の例による。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

公益社団法人広島県看護協会
後援・共催名義等の使用承認に関する取扱基準

平成29年4月14日理事会承認

後援・共催名義等使用の承認申請については、次のとおり取り扱うこととする。

1 名義等の区分

後援等の使用承認する場合の区分は、次のとおりとする。

- (1) 後援：本会の事業目的の推進に対する寄与が高く、協力すべきと認められる場合
各種団体が主催する事業で、事業の趣旨に賛同しその開催を間接的に支援する場合
- (2) 共催：本会の事業目的の推進に対する寄与が著しく高いもので、事業の運営に積極的に参加すべきであると認められる場合

2 承認基準

1) 対象者

主催者が次のいずれかに該当し、かつ、主催者等及び関係者が信用し得る者であること。

- (1) 国又は地方公共団体（独立行政法人、特殊法人、認可法人を含む。）
- (2) 公益法人（宗教法人を除く。）又はこれに準ずる団体
- (3) 新聞、ラジオ、テレビその他の報道機関
- (4) 学会
- (5) その他会長が特に認めた団体等

2) 対象事業

次の各号のいずれにも適合するものであること。

- (1) 団体が主催する事業であること。
- (2) 本会の理念及び活動方針に沿った公益性の事業で協力すべきと認められるもの。
- (3) 県民生活において保健・医療・福祉の向上等に必要と認められるもの。
- (4) 特定の宗教活動、政治活動又は営利事業として行われるものでないこと。
- (5) 入場料、参加料等を徴収する事業にあつては、その額が適正であると認められること。
- (6) 主催する団体が当該事業を遂行できる能力があること。
- (7) 原則として本会が当該事業に要する経費を負担することがないこと。
- (8) 公序良俗に反しないものその他社会的な非難を受ける恐れがないもの。

3 申請及び承認等の決定

- (1) 後援等の名義の使用許可を受けようとするものは、承認申請書に当該事業の開催

要領

及び計画等の書類を添えて会長に申請する。

- (2) 会長は外部団体等から申請があった場合、2の承認基準により承認の可否を決定して、文書により申請者に通知する。
- (3) 会長は、承認基準に該当しないことが明らかになった場合は、使用承認を取り消すことができる。

4 支部における申請承認対応

- (1) 支部管内において実施される事業について、支部長あてに後援申請が提出された場合には、上記の手続きに則り、会長の承認手続きを経て、支部長から通知をする。
[申請書提出 → 支部長 → 看護協会長(事務局)可否決済 → 支部長 → 申請者通知]
- (2) 支部管内で実施する行事等の後援等の名称については、次のとおりとする。
「公益社団法人広島県看護協会〇〇支部」